

## 平成17年12月7日(水曜日)第4回定例会

## 出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	嶋田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
土田久二郎	選挙管理委員会 委員長職務代理者	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革 推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	監査委員長
清野健	農業委員会 事務局長		事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第3号

平成17年12月7日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

## 一般質問通告書

平成17年12月7日(水)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	農業振興について	「食料・農業・農村基本法」を踏まえて、寒河江市の農業振興と具体的な方策について 品目横断的経営安定対策への指導と支援体制について 集荷円滑化対策の格差是正を求めていることについて 中山間地域等直接支払制度の要件緩和について 遊休農地の実態調査と解消対策について	6番 松田 孝	市長       農業委員会 会長
8	行財政改革について	市民サービスの動向と改革啓蒙について 財政効果について	8番 石川 忠義	市長
9	18年度予算編成について	予算編成の基本方針について 今後の財政運営について		市長
10	行政一般について	第4次振興計画の総括について チェリークア・パークの進捗について 行財政改革大綱と人事管理について	17番 内藤 明	市長
11	教育行政について	中学校給食の早期実施について		教育委員長
12	最上川寒河江緑地の整備について	整備計画の短縮について	2番 佐藤 毅	市長
13	市民浴場の管理運営について	料金改定に伴う入浴者の増減等について 指定管理者制度導入計画について		市長

再　　　　　開　　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

　　ただいまから本会議を再開いたします。

　　本日の欠席通告議員はありません。

　　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

　　なお、寒河江小学校第6学年社会科学習のための議会傍聴の申し出並びに市広報公聴係及び報道機関の写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

## 松田 孝議員の質問

新宮征一議長 通告番号7番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

最初に、通告要旨について訂正をお願いしたいと思います。

の要旨の中で、「出荷円滑化対策」と書いてありますけれども、これを「集荷」に訂正をお願いしたいと思います。

一般質問に入ります。

日本共産党を代表して、通告している寒河江市の農業振興について質問いたします。

農政の歩みの中で、次々と農業政策が改悪されたことで、農地の歴史的風景が急速に変わってきました。

政府はこれまで、日本の農業を守るを基調としていますが、そのかけ声とは裏腹に、長期の減反政策を続け、さらには米価の引き下げを繰り返すとともに、輸入農産品を次々と受け入れてきました。そのために農産品の価格の低迷で、農家は、耕作意欲が削がれ農地を放置、追い打ちをかけるように、農業の後継者も育っていない状況と言えます。また、肥育牛、乳牛、養豚、養鶏などは極端な減少傾向にあり、まさに壊滅的であります。この状況から、寒河江農業は、今まさに危機的状況にあると言えます。

その中で、寒河江市の農業は、水稻、果樹などを組み合わせた複合経営型で、家族農業が主体となっております。農家1戸当たりの経営耕地面積が96アールと少ないことや、米価の低下、米の生産調整の強化が進んだことで、生産農家は、果樹、花卉、野菜などの収益性の高い作物生産に移行しています。

その結果、平成7年度の農業産出額は97億9,900万円までになりました。その後、農家数の減少と農産物の価格の低迷などで、15年度は88億4,000万円まで減少していますが、寒河江市の基幹産業は紛れもなく農業であり、その意味から、農業振興政策は、本市の未来を左右するものと考えております。

さて、政府は、食料・農業・農村基本計画の具体案、経営所得安定対策等大綱が10月26日に閣議決定されました。農産物輸入自由化の国際ルールに合わせるとして、これまでの価格保証を廃止し、大規模層に限り交付金を支払う制度を柱にしました。つまるところ、農業の90%以上を占める小規模兼業農家を切り捨て、大規模農家育成や企業参入を進めようとしております。

本市も、国の施策に合わせた専業農家、認定農家優先の施策に軸足を移しつつありますが、農地の保全は、きめ細かな作業をする小規模農家、環境保全などについては、集落の協力が必要であり、大規模農家だけでは国土の保全は困難であります。そのために、地域では、小規模農家が集団で農業を営むための組織、農用地利用改善組合を立ち上げ、集落営農型へ移行しようとする計画を進めています。しかし、国が示した基本計画で農業を維持するためには、まだまだ厳しい条件があります。

そこで、食料・農業・農村基本計画を踏まえて、寒河江市の農業振興、さらにはその再生を目指す具体的な方策について、順次伺います。

最初に、品目横断的経営安定対策への指導と支援体制について。

現在、農水省は、市町村やJAに指示して、制度の仕組み、説明と地区地域での担い手づくりを進めています。集落では、聞けば聞くほど現実離れした政策に不満と批判が続出しています。この集落営農で担い手の対象になるには、水田の場合、20ヘクタール以上の規模と専従的な従事者がいて、経理を一元化すること、さらに、将来、法人化することが条件とされています。これだけの要件を満たすには、集落では大変厳しい環境にあります。

現在、全国に1万余りの集落営農団体が組織され、何らかで一元化経理を実施しているのは75%程度で、主な

従事者がいる集落は53%、法人化は、予定を含めて20%程度になっている状況と言えます。これらの組織では、主に、米の単作地帯や生産形態が同一で、好条件のもとで組織されてきています。ところが、寒河江市では、兼業農家、小規模農家のウエートが高いことと、複合経営が進んでいること、さらには農地の分散、不在地主などもあり、条件を満たすことが困難な地域も予想されます。

そこで、自治体独自の特産品の開発、直販への誘導などの指導を強化し、各集落で特産品の生産を確実に向上させることが必須の課題です。その課題を解決するために、本市では、最重点作物として位置づけてきた大豆、エダマメ、ネギ、アスパラガス、花木の5品目を転作田に栽培をしています。これらの転作に対する割合は、平成16年度で164ヘクタールで、全体の70%までに拡大されました。

ところが、19年から実施される品目横断的経営安定対策には、大豆以外該当しないことが予想されることから、新たな安定対策が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

また、地域の土壌条件で、転作に指定品目が困難な地域に対して、条件をカバーできるその他の農産物を生産できる取り組みが必要と考え

ますが、これについても考え方を伺いたいと思います。

さらに、経営安定を図るために効率的な作業の確保が必要です。現在、農用地利用改善組合の中でも議論されていますが、本格的な農地集積は困難な状況であります。課題解決のためには、農地集積推進要綱を策定し、推進を図っていくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、集荷円滑化対策、過剰米対策の格差是正を求めることについて。

ことしは、豊作基調で、実りの秋が楽しみだとの農家の声が聞こえたのもつかの間、多くの農家は、豊作の喜びも半ばで早場米の価格の低下と、収穫前には過剰米対策が発動されるなど、一段と深刻な状況になっています。本来、豊作の年は利益に上乗せできるはずなのに、逆にその分がコスト高で赤字になるなど、国の政策は、経営努力している農家にとって経営の足を引っ張っております。この対策は、16年度から導入され、その理由は、米余りによる値崩れを防ぐためや、次年度の作付面積の減少を防ぐための対策だとしています。スタート2年目で初めて発動されました。実施に当たっては、当初、作況指数やや良で103と見込み計画で進めましたが、カメムシ被害粒の発生や出穂後の高温による充実度の不足や細身傾向であったことから、最終的には101に下降修正となりました。

そこで伺いますが、集荷円滑化対策は、地域全体で完全実施を求めたことで、一部に周知期間不足の問題や作況が平年作を下回ったり、カメムシ被害などがあり、農家は身を切る思いでこの対策に取り組みましたが、現在、区分米の集荷状況をお伺いしたいと思います。

次に、過剰米の抛出基準の求め方に対し、農家の間で異論が出ていることについて伺います。

さきに述べたように、収穫前から過剰米対策が求められ、その対策は、大規模農家から自家用米生産者まで強制的に割り当てられました。寒河江市では、今回の抛出基準を含めて、年度の生産目標数量と作付面積などについては、基準単収10アール当たり581キログラム換算で、農家へ一律配分方法を実施しています。この配分方法では、単収の少ない地域は、集荷円滑化対策が103、105の作況で発動された場合、自家用米まで過剰米出荷に充てる農家が続出する原因にもなります。耕地の土壌条件、水環境、標高差などで、幾ら生産努力を重ねても、基準単収まで届かない地域が多くあります。このことから、実態に合わせた基準に是正を求める声が上がっております。

特に、寒河江市は中山間地域を抱えており、地域の実態に即した傾斜配分方法を設定し、格差是正を検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、中山間地域等直接支払制度の要件緩和について伺います。

中山間地域等直接支払制度を平成12年度スタートから6年目を迎え、現在、第2期の協定が締結され、活動が展開されています。経過については、耕作放棄地の発生を防いだり、農道の整備作業、用水路清掃管理などの活



動により、地域では、こうした協定をベースに話し合いも広がるなど、集落での連携、コミュニティーがよくなっていることが各地から寄せられています。また、同制度で5年間に1億1,300万円を超える交付金が支払われました。これまでの協定状況は、農地面積126.2ヘクタールで締結されてきましたが、今年度から始まった第2期では93.6ヘクタールとなり、その結果、32.6ヘクタールで継続できなかったこととなります。また、1団の農地数は43団体から35団体で、8団体が何らかの理由で協定を結ばなかったこととなりますが、協定締結が困難であった具体的な理由を伺います。

次に、この制度は、厳しい経営環境の中で、お互いに知恵と力を合わせて集落営農の存続を図るのをサポートする制度でもあります。特に、第2期では、地域での農地条件が異なることで、できるだけその実態を踏まえた形で要件を緩和することが報道されています。特に、どんな点が今回緩和されたのか伺いたしたいと思います。

次に、第1期からの課題として、例えば道路一本隔てているがために、同じ地区なのに対象から外され、参加できないなどの不満もありました。これらの農地を含め、積極的に取り組みを進めている地域に対し、せっかくの制度が生かせない地域もあり、そのために双方の格差も広がっています。管理運営を集落一体で取り組みができるように制度化すべきと考えますが、市長の見解を伺いたしたいと思います。

次に、遊休農地、耕作放棄地の実態調査と解消対策について、農業委員会会長に伺います。

たくましく育つ稲穂の景観は、いつ見ても、だれが見ても心が和む環境にあります。一方で、国の政策で捨てられた田畑は、草木が伸び放題、そこから発生する病虫害、農地への日照や農道、水路への障害などで、さらにその周辺農地では荒廃箇所がふえ続ける。これは、この国の農業政策によるひずみが、荒廃農地を増大させる原因をつくり出しています。ある農家は、我々農家は、農政と時代に合わせ耕地の整地や作物の転換など、繰り返し努力を重ね経営をしてきたが、限界だ。しかも不安なのは、借り手を探しても見つからない農地の管理だと言います。

これらの実態は、2005年農林業センサス結果によると、寒河江市の耕作放棄地面積は、5年前の2000年に比べ1.6倍増の192ヘクタールとふえ続けています。一般的に、耕作が限界となれば、農地管理も放棄状態になってしまうのが実態であります。そのために、将来とも集落の負の遺産とならないように適正な対策が必要と考えます。これらの田畑を負の遺産として切り捨てるのではなく、その魅力を探り直し、新たな対策を講じていくべきです。そのためには、遊休農地の実態調査と、特に農地への復元可能性について状況調査を実施すべきと考えますが、この点について見解を伺います。

次に、遊休農地が年ごとに拡大しており、近年は、優良農地であっても耕作されないなど、これまでは想像できなかった現象も生まれています。このことから、実態調査を実施し、優良農地は農地として活用し、条件が悪化している農地については用途の変更をするなど、対応も検討すべきだと考えます。

そこで、遊休農地解消に向けて解消対策要綱を策定し、積極的に遊休農地の解消を図っていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、農地法は、農地の所有や利用という農地の根幹となるルールを定めています。農振農用地の耕作は、基本的に一定の農地を所有し、農業を営む農家に限定されています。本市の農地の利用状況を見ると、兼業に伴う労働力不足や農業従事者の高齢化などで、耕作放棄、遊休化する農地がさらに増加傾向にあります。

一方、間もなく団塊世代が職場定年を迎えることとなります。この方々を含め、都市と農村の交流を進める目的から、市民農園の開設に向けて特例の法律、特定農地貸付法が、この9月1日に施行されました。これらは、特定農地貸し付けの実施主体の拡大が盛り込まれ、地域住民などが協定を結ぶことで市民農園の開設が可能となりました。そこで、この制度を生かし、遊休化している農地の利活用を促進すべきと考えますが、この点について見解を伺って、私の第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かの御質問がありました。順次答えてまいりたいと思っております。

まず、品目横断的経営安定対策への指導と支援体制についてでございます。

品目横断的経営安定対策では、大豆以外は該当ならないので新たな対策が必要ではないかとの御意見でございますが、品目横断的経営安定対策は、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策で、御案内のように平成19年度から実施されるものであります。

対策では、これまで全農家を対象としまして、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、4ヘクタール以上の認定農業者や20ヘクタール以上の集落営農組織などの担い手に対象を絞り、その経営の安定を図るもので、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショの4品目が対象となっており、本市では適作として大豆が対象となりますが、本市の水田農業ビジョンの中で最重点作物として定めている大豆、エダマメ、ネギ、アスパラガス、花木の5品目の作付については、地域の特色ある水田農業の取り組みを支援する産地づくり交付金等を導入し、対策をとってきたところであります。

この産地づくり交付金については、これまで同様、平成21年度まで継続されることになっておりますが、平成19年度以降の対策については見直しを行うこととしており、注意深く経緯を見守っていく必要があると考えております。

次に、指定品目の栽培が困難な地区に対して、その他の農産物の振興を図る取り組みが必要ではないかとの御意見でございます。

今、JA農協の各支所ごとに、全地域の設立を進めているところの農用地利用改善組合の中で、適地適作を検討していただき、今後、水田農業ビジョンの最重点作物に位置づけるなどの方策を経て、作付及び生産の振興を図っていきたくと考えております。

それから、農用地利用集積を図るためにも農地利用集積推進要綱、これを作成してはどうかというふうな御意見でございますけれども、現在、全地域への農用地利用改善組合の設立に向け、設立準備委員会等が各地区で精力的に動いている状況でございます。その地域での話し合いの中で、地域の農地をどのようにしていくのかとみずから考えながら、農用地の利用調整、いわゆる集積というのを図っていくべきこととございまして、要綱の作成については考えておりません。

次に、集荷円滑化対策の格差是正でございます。答えます。

まず、今年の集荷円滑化対策の実施状況についてお答え申し上げます。

新しい米政策が2年目に入ったわけでございます。ことしの10月15日現在の作況指数は、全国、山形県、村山地域のすべてで作況指数が101となり、豊作による過剰米を主食用以外に区分出荷し、供給過剰による米価下落を防止するため集荷円滑化対策が実施されたところでございます。JAでは、全員参加型の過剰米対策を目指し、100%の区分集荷を達成したとのことであります。

作況指数102については、9月15日に発表された数値を採用したものでありまして、その結果、3,314袋、1袋当たり30キログラムでございますが、その集荷が図られましたが、10月15日に発表された最終作況指数が101となったことから、過剰集荷数量が1,599袋となったわけでございます。よって、その差でありますところの1,715袋を農家の希望により主食用米として出荷するか、申し出のある場合は返却するなどの対応をしているところでございます。

次に、地域の実態に即した傾斜配分の方法を設定して云々ということでございます。そして、格差是正を図るべきではないかという御意見でございます。

それにつきましては、県内においては、一部を除いてほとんどが一律の基準を採用しており、本市の配分基準単収につきましても、寒河江市水田農業推進協議会において、農業共済組合が定める本市の平均水稻共済単収、1

0アール当たりでございますが、581キログラムを採用することに決定がなされたものでございまして、今後とも、この方針でいくものと考えております。

それから、中山間地域のことについてのお尋ねがございまして、中山間地域等直接支払制度の要件緩和でございます。

新たな制度でどんな点が緩和されたかというふうな質問でございますが、制度の対象となる農用地の要件の一つとして、一つの団地については、農用地面積が1ヘクタール以上で、かつ農用地が連担していることとなっており、これまでは道路や水路で分断されている農用地は道路や水路で区切って、それぞれの農用地面積が1ヘクタール以上であることとされておりました。それが、本年度からは、団地間に水路、農道等が介在し、分断されていても、営農上の一体性を有するとして一つの団地として該当することとなったわけでございます。

次に、8団地で協定締結が困難となっている具体的な理由は何かというふうなことでございますけれども、本年度は、五つの集落が協定を締結しており、協定締結集落は、昨年度より4集落少なくなっております。また、集落内の団地数は、幸生と田代集落で合わせて四つの団地が新たにふえ、留場、楯、慈恩寺、清水山集落で合わせて12団地が事業を取りやめ、その結果、昨年度より八つの団地が少なくなったものでございます。御承知かと思えます。

これまでに、制度の改正内容等について、集落全体で説明会を開催しながら、事業継続について地元関係者にお願いをしてきたところでありますが、農道それから水路等の補修整備が第1期事業で既に完了済みであること、それから、現在は耕作を行っているが、今後5年間の耕作継続には不安があること、それから、不安があることで団地内で耕作することができなくなった人が出た場合、団地内の耕作者が耕作を引き受けることは限度があることなど、それぞれの集落及び団地の事情により少なくなったものでございます。

しかし、事業を取りやめた団地では、これまで同様、耕作を継続しており、農業生産活動を通して中山間地域の保全に取り組んでいただいているところでございます。

次に、管理運営が集落一体で取り組めるよう制度化すべきではないかという御意見でございます。中山間地域等直接支払交付金事業は、国・県の補助事業でございます。国・県が定める交付要領等の基準に基づき実施しております。市としての独自の制度化はできないことになっております。

しかしながら、これまでの集落協定は、対象農用地の耕作者間の協定でありましたが、本年度からは、集落内の農家などを含む集落全体の協定に変わりました。そのため、集落に支払う交付金の共同取り組み活動分の使途割合を、これまでの5割以上から8割以上に引き上げた集落協定を締結していただきました。その結果、協定に基づき、集落全体での水路、農道の維持管理及び景観形成のための花の植栽等を行いながら、中山間地域の保全に努め、集落の活性化に向けた取り組みができるようになったところでございます。

次に、中山間地域等直接支払制度を活用して遊休農地の解消を図るべきでないかという御意見もございました。

中山間地域等直接支払制度では、集落協定の中で既耕作放棄地を協定の対象と定めることについては、集落の判断にゆだねられておまして、集落協定に位置づけた場合には、事業最終年度の平成21年度までに、既耕作放棄地を、作物が栽培できる状態に復旧することを条件に交付金の交付対象とすることとしております。

しかし、これまでの第1期事業の実施による農用地の保全管理により、対象となる団地周辺での耕作放棄地は余り見られないこと、地元集落では、5カ年間の間での既耕作放棄地の復旧については困難であると考えていることから、交付対象農用地には含めていないのが現状であるところでございます。

私の方からは以上でございます。

新宮征一議長 農業委員会会長。

〔佐藤勝義農業委員会会長 登壇〕

佐藤勝義農業委員会会長 おはようございます。

農業委員会の佐藤です。議会での答弁は初めてでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいま御質問の遊休農地の実態調査と解消対策についてお答えをいたします。

遊休農地の解消については、農地を守る農業委員会としても大きな課題であります。遊休農地は、隣接農地への悪影響や無断転用などのおそれもあることから、農業委員会では、平成11年度に大規模な遊休農地の実態調査を実施しております。この調査は、農業委員みずからが地区担当農地を現地調査し、遊休農地の場所を具体的に図面化するとともに、遊休化の原因や今後の活用計画について、直接所有者からの聞き取りを実施したものであります。

この調査結果によりますと、遊休農地の約4割が白岩地区に所在し、さらには、高松、醍醐を加えた西部地区全体では、約4分の3を占めている状況でありました。

遊休化の原因としては、まず、労力不足が約7割と最も多く、次に、耕作不便が約2割を占めている状況でありました。

また、今後の活用計画については、現状維持、不耕作が約6割を占め、悲観的な感触を持っていることがうかがえました。一方、貸し付けを希望する方も約2割程度おりましたので、地区の農業委員があっせん活動を行い、一部について、遊休農地の解消を図ることができました。しかし、それでも思うような成果を出し得なかったというのが現状であります。

その後、平成16年度に農地パトロール運動月間を設定し、農業委員みずからが現地調査を実施した経過がございますし、今年度も、先般、これは11月中旬でしたけれども、農地常任委員会の活動の一環として遊休農地の現地調査と、その検討会を実施したところでございます。その調査結果につきましては、現在取りまとめ中でございます。

遊休農地の解消につきましては、さまざまな角度から検討しなければならない課題であると思いますが、現在、市内J A各支所単位において集落座談会やアンケート調査などを実施し、集落営農の核となる農用地利用改善組合の設立に向けた話し合いを進めているところであります。既に設立された組合の中には、独自に遊休農地実態調査を実施し、約80アールの遊休農地を解消した組合もございます。

今後は、こうした各地区の集落営農活動の中でそれぞれの実態を把握し、各地区に見合った遊休農地解消の有効な手だてを検討していくことが大切なことではないかと考えております。

次に、遊休農地解消対策についてですが、他市においては、遊休農地の解消を図る手だてとして遊休農地解消対策事業補助金交付規程を設けていると聞いておりますが、その成果を見てみますと、依然として遊休農地の増加に歯どめがかからず、根本的な解決にはなっていないというのが現状のようであります。したがって、農業委員会におきましては、集落営農活動の中での対応に期待したいと考えているところであり、農用地利用改善組合の設立運営を積極的に支援しているところであります。

次に、特定農地貸付法を活用し、遊休化している農地利用を促進すべきではないかという御質問ですが、この特定農地貸付法につきましては、本年9月に一部改正され、これまで地方公共団体やJ Aだけにしか認められていなかった市民農園の開設が、農地の所有者や農地を所有していない民間非営利団体なども開設できるようになったことは御案内のとおりであります。地方公共団体やJ A以外のものが市民農園を開設しようとする場合は、市と開設者との間に貸付協定を締結するとともに、貸付規程を作成して、農業委員会に申請し、承認を得なければならないことになっております。さらには、貸付対象となる農地は10アール未満の農地で、しかも、営利を目的としない農作物の栽培に使用することや、5年を超えないことなどが条件になっているようであ

ります。

今、多様な担い手によって農業を支えていくことが求められてきている中で、遊休農地解消の一つの手法として、この特定農地貸付制度の周知を図り、活用できるように体制を整えていくことは可能なことだと考えております。しかしながら、この制度の活用を図る上で、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼすことがないかどうか、適切に見きわめていく必要があるのではないかと考えております。

いずれにしましても、各地区の集落営農活動の中で地域課題と含めて、一緒になって検討していかなければならないと考えております。以上でございます。

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも、1問目の答弁、ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

今、第1問でも申しあげましたけれども、農産物の価格の低迷で、農家自体、非常に困っている状況があります。それで、今回のこの品目横断的経営安定対策事業の取り組みが非常に大事な時期ではないかと思っております。

これまで減反政策を続けてきた中で、今まで作物を作付するだけで補助金をもらっているという農家がほとんどでした。しかし、これが今後対象にならないということですが、これまでの国の政策に対してもいろいろ異論あるんですけども、この寒河江市でも、そういう減反政策に対して、作付だけすれば補助金を出すということをやってきたことに対して、農家自身が生産意欲をなくしているんですね。ですから、この辺をやはり今の時期に改革をしていかないと、農家の人の頭を改革してもらわないと、非常に難しい状況だと思っております。ですから、幾ら行政とかJAで何かいい品物を作付できるように指導しても、なかなか乗らないと思うんです。

ですから、今回の補助金制度が、一番の改革の目玉みたいになっているんです。ですから、この辺について、もう少しじっくり農家の方と対話をして、やはり作付、出荷、販売まで結びつけるような条件整備をお願いしたいと思うんですけれども、この条件づけをするには、販売までいかなないとなかなか難しいんです。

私もこれまで、花巻市の農用地の利用改善組合で日本一になったところなんですけれども、ここでやっているのは、この地域は穀物地帯で、ほとんどが水田農業と、あと酪農関係だけなんですけれども、そのほかに減反に何を栽培するかということで非常に悩んだそうです。そして、この地域では、雑穀と言いますけれども、一般的にね、五穀を栽培して、そして農機具などもやっぱりこの五穀を栽培することによって、今のコンバインとかなんか、いろんな形で活用できるものを使うように方向づけしたんですね。だから、コンバインなんか、古いのを、網目をただ交換しただけで非常に効率的な作業ができるということで、非常に評価が高いわけです。そして地元でも、これを道の駅やいろんなところで加工販売をして、今かなりの収益を上げております。

ですから、この寒河江地区でも、紅秀峰の里ということで今奨励していますけれども、こういうものとか、やはり具体的に、適地適作と先ほどありましたけれども、そのほかに今までの転作の考え方ではなくて、本作へ移行するような形に持っていくべきだと私は思いますけれども、この辺についても、市長のこれからの取り組みについて見解を伺いたいと思います。

それから、集落営農に関して、今各集落で、白岩地区なんかは座談会を開いて、そして説明会をしているいろいろ進んでおりますけれども、なかなか実態が見えなくて、説明する方も受ける方も、なかなかこの内容がわからなくて進んでいない状況もあります。そのために、やはりいろいろ担い手とか認定農業者の研修制度でいろいろ説明、勉強会をしているようなんですけれども、まだまだ広がらないんですね。これを来年度、18年度まで立ち上げないと、この制度に乗ることができないんですね。

ですから、この冬の3月までが一番農家が忙しくない時期ですので、この辺が勝負だなと私は思っているんですけれども、この取り組みに対しても、ある程度市の方で、やはり資金的な援助も必要だと思います。それから、ある程度の指導力を持って指導をしていただきたいと思いますけれども、今年度から、強い農業づくり交付金というのを国の方で新設したわけなんですけれども、これは今ですと、寒河江市では三泉がモデル地区になっているんですけれども、そこにしかこの交付金は配分されていないんですね。ですから、全地区にこういう交付金が回るように来年度予算に要望していただきたいと思いますけれども、この辺についても市長の見解を伺います。

あと、農地の集積推進要綱については、一般的に考えれば、今の集落営農の中で協議していく一つの課題ではあると思いますけれども、実際、やはりいろんな地域のエゴとか、いろんなトラブルがあって、「あなたに貸し

出できない」とか、いろいろ難しい条件があります。ですから、行政の側である程度線引きをしてくれないと農地集積は非常に困難だと思います。そこで私は、この農地集積推進要綱をつくって、この認定農家や担い手に農地が集積できるように推進を図るための一つの提案であります。ですから、今後、19年度ぐらいまでには、やはり具体的なこういう内容をまとめていってもらいたいということで提案を申しあげたんですけれども、この辺についても再度、今後検討をしていただきたいと思います。

今特に、認定農業者とか、認定農家に対しては、農地保有合理化事業というのを立ち上げているところもあります。これは、まとまった農地を貸し出す農家に対して、小作料を貸し出す方にも段階的にプラスするというような制度があるんですけれども、これは名古屋の安城市で今実施しているんですけれども、40ヘクタールから80アールの場合で、標準小作料に10%上乗せする、そして、80アール以上の方には20%を上乗せする、こういう取り組みをしている地域もあります。

ですから、この推進要綱とともに、こうした事業も今後私は必要になってくると思いますので、この辺についても改めて見解を伺いたいと思います。

それから、集荷円滑化対策で、ことしの作況指数が101となったことで1,599袋ということでもありますけれども、実質100%完納したわけなんですけれども、これが当初の計画で103になった場合、非常に大きな数字になってくるわけなんですけれども、この数字で果たして……。今北海道地区なんかは、ことし大豊作で109になったんです。それで、この過剰米出荷に対しては非常に今異論が出ているんです。こうなった場合に、結果的に出荷が不可能な農家が多く出るんですね。ですから、こういう対策のために、もう少し慎重な取り組みをしてもらわないと、なかなか実態からかけ離れた今の状況であります。

特に、作況指数がありますけれども、その中で、田代幸生あたりは6俵から8俵ぐらいしか出ないんですよ、実際。8俵出ても、六八、四十八で480キロですよ。だから、100キロぐらい数字が違うんです。これによって過剰米対策をしると言えば、相当な負担がそこにかかるんです、市長。ですからこの辺とか、あるいは逆に、この580キロを一律に掛けていることに対して、減反面積もそれに比例してきているわけなんです。そうすると、生産が480キロであっても、580キロの計算で来るという流れになっていて、非常に山間地域では極端な格差が生じているんですね。ですから、ここを市長には直してもらいたいです。

市長は、寒河江市の営農対策推進協議会の会長をやっていますけれども、その中で協議する前に、この試案は、行政がある程度たたき台をつくって、その推進協議会に諮るわけですから、ここできちっと行政の方で取り組みれば、段階は正は可能なんです。このことをやっぱりもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思います。

今、10アール当たり10キロ減らすことで1.8%の作付がふえるんです。そうすると、60キロの格差がある場合、約1割の作付が可能になるんです。ですから、100キロでは18%、約2割近くの作付が可能になるわけです。そういう格差是正をやっぱりしていただかないと不満ばかりで、この辺について市長から再度お聞きしたいと思います。

あと、中山間地域等直接支払制度に関しては、非常にやっぱり高齢化している、そして5年間継続するというのは非常に困難な地域も見えてきております。ですから、この辺については無理なのかなとは思っておりますけれども、ただ、意欲ある農家に対しては、もっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。

私今回、11月8日に農水省との交渉で、もう少しこの制度の要件緩和をしてほしいということで要望をしてみました。その中で、私に対する回答は、こういう内容です。「集落ごとにやる、地域ぐるみと一体となる活動でやっていただきたいということから要件をつくったということですが、集落ごとにといった活動で営農性の一体化が確認できれば、耕作者の方が共通であるとか、あるいは営農の状況の中で、共同作業を行っているということで関連性がとれるのであれば、必ずしも連担でなくとも条件選定は可能だということでありま

す。そして、極力集落の調整の中で取り組むように目標を決めていただきたい。利益に関連する人だけが、おれの土地、おれの道路、おれの水路だといったような小さな見方で取り組んでいただくということではなく、共同の精神を持って、集落皆で話し合いを持って、なるべく地域の方皆が参加できるような形で御協力をお願いしたい」、こういう内容になっております。

ですから、国の施策だから具体的に難しいという制約はいろいろありますけれども、もう少し地域で一体に取り組んでいる状況であれば、やはり今回、幸生地区であったんですけども、道路要件が、道路の幅が2メートルだからできる、4メートルだから一体にできないとか、今、そういうことまでまだこだわっているんです。ですから、国のこの農林水産省の農村振興局の地域振興課課長補佐、福井さんという人が答弁したんですけども、やはり、具体的に地域で一生懸命取り組んでいて、ここが該当にならない、ここは該当になりますよでは、ちょっと矛盾したこの制度であると思いますので、この辺について、もう少し積極的に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。これについて見解があれば、お願いしたいと思います。

それから、遊休農地対策の一つの中で、第4次振興計画の中ですけれども、この中山間地域形成で、林業振興の一環として遊休農地などの活用による特産林産物の生産振興を努め、活性化を図るとしてはいますが、この取り組みを、これまで10年間の間になさったのかお聞きをしたいと思います。

それから、農業委員会の会長にお願いしたいと思いますけれども、遊休農地対策は、いろいろ今回、11年度から取り組んだようではありますが、取り組みっ放しで、やはり具体化に向けて何をやるのかというのが見えてこないのが今の実態であります。5年間で相当、1.6%ほど増加しているんですけども、改めてその対策をやっぱりと必要があると思うんですけども、先ほど答弁ありましたけれども、天童市あたりの状況を評価しての答弁だだと思いますけれども、しかし、あの取り組みによって、ある程度の優良農地だけは農地として確保できたんじゃないかなと思っております、私は。ただ、もう農地として不可能な地域は、やはり取り組みをするのは困難であります。ですから、この辺について、もう少し線引きをして取り組む必要があると思います。

ただ、18年度からこの遊休農地の解消対策をきちっと要綱づけるように国からの指導がなってきたと思うんですけども、その辺について、今後の寒河江市の取り組み状況を伺いたいと思います。

そして、市長にですけれども、この遊休農地に対して、結局解消するには、ある程度費用がかかると思います。今、南部地区などでもこの遊休農地解消のための努力をして、作業をしていますけれども、やはり整地するには、抜根処理とかいろんな経費がかかるわけです。その辺ぐらいは行政で、この取り組みの中で予算化をお願いしたいところでありますけれども、この辺について、市長の考え方をお聞きして第2問といたします。



新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かまた再質問されました。

一つは、今の転作を作付すればお金がもらえるから、そういうことはおかしいのではないかというふうなことでございますけれども、これは国のやっている施策の一端でございます、市でどうのこうのとは、はっきり言って申しあげられないものだろうと思っておりますけれども、農家してみれば、作付だけすれば、少しはもらえると、支給できるということでやっている。じゃあ、別な作物に転換して、それを継続して栽培から、あるいは収穫、そして出荷までと、こういうように持っていけばいいんでしょうけれども、そういう能力といえますか、そういうことができない農家、いわゆる兼業農家なりがありますから、結局そういうことになっていくのじゃないかなと。

国としては、幾らかでも、何といえますか、田んぼを荒らさないようにと、遊休農地を出さないようにというふうなことでの補助制度かなというふうな気がしておるわけでございますけれども、じゃあ、別な品目に変えてそれをというのには、非常に今は難しい状態で、今度つくってそれを出荷しましても、まとまりのあったものでなければ市場では受け付けないということがありますし、あるいは継続して出さなければならぬということだ出てくるわけでございますので、そういう流通の面までいろいろ考えていくということになりますと、非常に難しい問題だろうと、このように思っております。

それから、19年度からスタートするこの強い農業づくり交付金でございますが、これにつきましては、まずは産地競争力を高めようということが一つのねらいとしてありますし、経営力の強化ということもねらいの一つだろうと思います。そして、このできたものの流通の合理化ということもねらいだろうと思っております。そのうちの経営の強化事業としましては、いわゆる担い手の育成ということになるわけでございます、その担い手の育成ということでは、寒河江市におきましては、南部と三泉でやっておりますところの農用地の利用改善組合の育成指導と、こういうことも事業の中に入っておるわけでございますので、これらを十分にうまく使ってと、このように思っております。

ただ、この事業主体は、市町村はなれないわけございまして、地域農業担い手支援センター、これは県の方の総合支庁単位につくるというふうな、これが事業主体ということになっておりますので、十分県の方との連携をとりながら進めていこうと、こう思っておるところでございます。

それで、じゃあ、その担い手支援センターというのは何をやっているかといえますと、いろいろ集落強化、モデル事業、いわゆる三泉のようなものに対する補助金を出しているわけでございますし、また、ライスセンターのリング生産組合の事例先進地視察とか、あるいは農用地の利用集積マップづくりとか将来ビジョンの作成と、こういうものをやっておるわけでございます。17年度は三泉でやっておるわけでございますけれども、18年度、来年度につきましてはまだ決まっておりませんが、こういうものをうまく活用するということが必要だと、このように思っております。

それから、農地の集積ということでございますけれども、今取り組んでいる地域があるわけでございますけれども、私も、やっぱりこれからの農業というのは農地の集積というものが大切だと、このように思います。団地化といえますか、広い面積にした中での農業というものをやらなければ、農地を集積しなければ、これから非常に経営的にも難しくなるだろうと、このように思っております。

話はちょっとそれですが、第5次振興計画におきましても、地域の再生計画とか、あるいは地域の振興というふうなことを大きくうたっておるわけでございますので、そういう中での地域づくり、地域の再生、地域

のまとめ、共同というものが、より一層求められてくるものと思っております。ですから、農用地の活用推進協議会、委員会とありますが、そういう利用改善組合というものを二つばかりじゃなくて、ほかの地域も十分育てていかなければならないなど、このように思っております。

それから、過剰米云々のことがございました。これにつきましては、第1問でもお答え申したとおりでございます、配分方法が異なっているというのは、一つの町だけでございまして、ほかにはないわけなんです。

それで、この配分基準というふうなものを、市内一本じゃなくて何本かに分けてと。田代とか、あるいは里前などと分けるといふふうに考えられると思いますけれども、小作料につきましても分けておるから、分けられるんじゃないかなということだろうと思いますけれども、いろいろ問題あるわけございまして、いわゆる何といひますか、単収面積が云々ということになりますと、今度作付面積が多くなるといひますか、そういう反当たり収量が少ないということになりますと、今度作付面積が多くなるのではないかなというふうな懸念も出てくるわけございまして、いろいろそういう絡みもございまして、現在は一本にしているということで、傾斜配分というふうなことの考えはとっていないということございまして。

それから、中山間地域と、それから林産物の問題だろうと思いますけれども、現在におきましても、ワラビ園の整備とか、あるいは山林オーナー制度というふうなものを採用しておるところがあるわけございまして、そして中山間地を何とか活性化しようとしておるわけございまして、遊休農地を活用したところの具体的な取り組みというふうなことは、非常に難しいと思われまして、実際にやっているところもほとんどないということございまして。

したがって、先ほど申しあげましたところの農用地の利用改善組合というふうなものを組織して、その地域の中でいろいろな知恵を出し合って、議論を進めていただいて、この地域では何をとり上げていいのか、何を一緒にやれるのかというふうなことを御議論してもらえればなど。いわゆる先ほど申しあげたように、地域の活性化、地域の再生、地域の協働というふうなことを、こういう面でもやっていただければなど、このように思っております。

それから、遊休農地の解消について、市の補助金といひますか交付金と、こういうふうなことがありましたけれども、現在のところ、そこは考えておらないところでございまして、あくまでも地域でいろいろ事情、大変難しい問題、それに携わる方々もだんだん少なくなっていくとか問題もあろうかと思いますが、あるいはどこまで遊休農地を改善できるかと。先ほど言いましたように、直接支払交付金を受けるところの集落あるいは団地数も減ってきておる状況なものでございまして、そういう実態を見た場合に、どのように対応するかというのは非常に難しい問題かなと、このように思っております。

御質問何点かありましたけれども、以上でございます。

新宮征一議長 農業委員会会長。

佐藤勝義農業委員会会長 遊休農地の解消が進んでいない。具体的な対策というふうなことだと思いますけれども、農地法の一部改正で、市町村基本構想の見直しという改正の内容で、基本構想において遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地で、農業上の利用の増進を図る必要があるものについては、要活用農地と位置づける一方で、要活用農地といいますのは、ここでは平場のことを指していると思います。そしてまた、農地として利用の必要性に乏しいものは、山林等への転換に振り分けましてすることも所有者等の意向を確認しながら、先ほど市長の答弁の一部で触れておりましたワラビ園の整備とか、山林オーナー制度等の遊休農地を活用した取り組みなども、これから立ち上げてまいりますところの利用改善組合、こちらの方と十分話し合いながらこれの解消に努めていかなきゃならないと思っておるところでございます。

新宮征一議長 松田議員。

松田議員に申し上げます。

残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

松田 孝議員 じゃあ、1点だけ。お伺いします。

過剰米対策の中身、もう少し市長に勉強していただいて、やっぱり地域振興にかかわる問題ですよ、これは一生懸命取り組んでいるのに対して、やはりこういう簡単な対策、事務的な手続をすれば簡単にできるんです。今、国でも、18年度の配分について、格差是正を求めるということを指導しているんです。

一般的にこの面積要件、10アール当たりの換算要件がふるい目というか、統計が、共済と統計情報センターあたりのやり方が違うんです。これを見ますと、共済の方は1.8、統計調査の方は1.7なんですね、ふるい目が。それによって実際、生産量が相当違うんです。それが基準になっていますけれども、寒河江市では、共済が中心になっています。これを、もう少し現実に即した対応をしろということで、18年度対策から実施しろと出ているんですけれども、これは当然事務的にしなければならぬ事業だと思うんです。

ですから、その中で今回のような格差のついているところについては、やはりこれを含めてこの協議の中に入れていくべきだと思いますけれども、再度、この市長の見解を伺いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ふるい目の話まで出てきましたから、その辺が具体的に1等米、2等米あるいは過剰米までになってよかったと思いますけれども、その辺は十分JAとか、あるいは共済組合とかと議論して、また、農業推進協議会というふうな中で議論していかなくちゃならない問題だなと、このように思っております。

## 石川忠義議員の質問

新宮征一議長 通告番号8番、9番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

質問に入ります前に、先月発生しました広島市安芸区の小学1年生、木下あいりちゃん、また、今月2日に発生した栃木県今市市の吉田有希ちゃんが、下校時、誘拐、殺害されました。絶対あってはならないことでありませす。御冥福をお祈りしますとともに、犯人の早期逮捕を願うものであります。

本市においては、学校と地域が一体となり、子供たちを守らなければなりません。市民の皆様の御協力を願うものであります。

それでは、通告番号8番、9番について、8番、行政改革について、9番、18年度予算編成について御質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本市は、平成18年度より10年間、21世紀の期首に当たる骨太の方針となる第5次寒河江市振興計画基本構想を公表いたしました。それと同時に、行財政改革大綱も作成いたしました。

さて、2001年4月に誕生した小泉政権は、ひたすら構造改革の必要性を声高に主張してきました。恐らく構造改革というのは、人、物、金などにかかわる国家全体のシステムを変えようというものであります。

小泉内閣の発足時、日本社会は大変な閉塞感に覆われておりました。バブル崩壊以降、日本経済は低迷の一途をたどり、まさに平成大不況と呼ぶにふさわしい惨たんたる状況でありました。信じられないような大企業が次々と経営破綻に追い込まれ、失業者は、瞬く間に急増しました。

小淵・森内閣は、財政構造改革を棚上げして、景気対策にひた走りました。それでも景気は一向に浮揚せず、失業者は過去最高の水準に達し、経済不況の長期化により、国民生活はひどく傷つけられたのであります。そして、構造改革なくして景気回復なしという小泉内閣が誕生いたしました。

構造改革の司令塔として内閣府に設置された経済財政諮問会議をフルに活用し、財界や民間のエコノミストを結集したこの会議は、例年6月に経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針である骨太の方針を策定したわけでありませす。その趣旨は、御案内のとおり、21世紀にふさわしい経済社会制度を確立するために改革なくして成長なしとの信念のもとで、経済、財政、行政、社会などの分野における構造改革を進めることにあります。

2001年に発表された骨太の方針では、まず、経済再生の第一歩として不良債権処理の抜本的改革が挙げられ、聖域なき構造改革を掲げて、七つの改革プログラムが提示されたわけでありませす。その一つが市町村合併及び国庫補助金・負担金の整理・合理化などを志向する地方自立活性化プログラムでありませす。

2002年の方針では、まず、悪化傾向を続ける経済と財政のトレンドに、一定の歯どめをかけることに成功したとの認識が示されておられます。そして、国庫補助金負担、交付税、税源移譲を含む三位一体の改革に多くの議論を呼び、最近では、2004年度から3年間で4兆円の補助金削減、3兆円の税源移譲の目標達成が決定はしましたが、全体としては、まだまだ五里霧中の感があります。

2004年は、集中調整期間の仕上げ、2005年と2006年は、重点強化月間と位置づけておられます。前期では、早期デフレ克服を目指しており、後期では、新たな成長基盤の重点強化を図ると目標が掲げられておられます。骨太の方針の推移から読み取れることは、日本経済がデフレを脱却するのに相当の時間を要したということでありませす。

そこで、本市においても、以上のような観点から市・町の合併にも取り組みましたが、実現せず、独自の道を真剣に検討した中で、このたび、寒河江市行財政改革大綱ができました。この大改革は痛みを伴いますが、市民

の協力と理解を得ながら成就しなければなりません。議会においても、行財政改革検討委員会を設立し、計7回にわたり本市の行財政改革の方向性について検討を重ね、4月下旬に検討報告書を提出しております。報告書を多岐にわたり検討されましたこと、また、取り上げていただきましたことに敬意を表します。

この大改革の必要性をよく理解していただくために、新たな市民サービスの動向ときちっとした市民に対する改革啓蒙について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。また、この改革による財政効果についてお伺いいたします。

この大綱によりますと、5年間による職員数の削減、人事院勧告による報酬の見直し、収入役の廃止、組織の統合、業務の民間委託、指定管理者制度導入等、改革と節減策があります。

議会の改革については、本年6月29日、寒河江市議会議員定数等検討委員会を設立し、11月30日まで計10回の会議を重ねました。各会派から提示された多くの改革案を、代表者会議にゆだねる案、議会運営委員会にゆだねる案に区別し、当委員会で検討した項目は、一つ、議員定数の見直しについて。二つ、議会活性化については、9項目にわたりました。

途中、本市町会長連合会より、議会改革に対する提言書をいただきました。後日、同連合会との話し合い、また、6団体との話し合いを重ねてまいりました。その際、多くの御提言をいただきまして、深く感謝申し上げるところであります。11月30日を最終検討委員会と定めて、最終審議の結果、定員は、19年度の統一選挙より、現行21名より3名減の18名といたしました。

私ども緑政会は、あくまで議会が果たす役割に支障を来さない定数とし、また、民意も取り上げるべく議員定数とし、議会人として市民の声を最大限に拝聴し、先んじて改革する必要があると判断し、緑政会14名の全員一致の決断であります。また、全会一致では、市民がだれでもひとしく立候補できるように、公営選挙の導入、行政視察費、議会運営委員会視察費の大幅な削減等々、一致を見るべきものが大でありました。これらについては、委員会で慎重審議した結果でありますので、当局の御理解と実現をお願いするものであります。

以上のような行財政改革によって、財政効果はどのくらいなのか、また、この改革によって、次の財政指数はどれくらいを目指すのかお伺いいたします。一つ、経常収支比率、一つ、公債費比率、一つ、起債制限比率についてお伺いいたしますとともに、起債制限比率のピークはいつごろなのかお伺いいたします。

次に、通告番号9番、18年度予算編成についてお伺いいたします。

12月議会が終わりますと、どこの自治体も18年度の予算編成に入ります。さきに述べましたとおり、18年度は、三位一体改革の最終年度に入ります。17年度予算は、16年度の交付税及び臨時財政対策債で3億4,000万円減額されたベースに、なお、2億2,000万円の臨時財政対策債の削減を見込んでの予算であり、国からの収入減額もさることながら、本市の税財源の伸び悩み、ふえ続ける社会保障費の対応等深刻な財源不足の中での予算でありました。そして、本県の2006年度予算編成方針によりますと、予算要求の上限枠を設ける従来のシーリング方式を廃止し、すべての事務事業を義務と非義務に区分して行うようであります。

編成方針のポイントについては、三位一体改革の行方を注視しながら、財政の中期展望を踏まえて、持続可能な財政運営を目指し、財政の自由度を回復していくための対策を確実に実施するとしております。本市において、将来展望を見据えた上で、18年度予算編成でどのような基本方針で取り組むのか、また、18年度一般会計予算の総額はどの程度と考えているのかお伺いいたします。

次に、財政運営についてお伺いいたします。

自主財源が乏しく、ますます依存財源に頼らざるを得なくなっている今日の市町村財政であります。三位一体改革により、依存度の主体である交付税、補助金が削減されております。それを受けて、本市も、さきに述べましたとおり、本市独自の道を歩むために、画期的な行財政改革を18年度より敢行することになりました。交付税の減少分、臨時財政対策債も設けられておりますが、後年度交付金の補てんも縮小され、返済しなければならない債務的経費などで地方債にも限度があります。

本市にとりまして、増収対策として、今後どのような増収対策をお持ちなのか、また、自主財源の確保を目指しながら、税源移譲が進められる中、今後の財政運営をどのように行っていくのかお伺いいたします。また、このたびの振興計画と、行財政改革の中で経常的経費と投資的経費の予算配分はどのようにお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

緑政会では、毎年、予算編成時に市民の声、要望をまとめ、提言をさせていただいております。ことしも市民の声を集約して、提言させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これで第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休 憩 午前11時15分

---

再 開 午前11時29分



新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

新たな行財政改革大綱の目指す方向というものは、御案内のとおり、市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立としておるわけでございます。現在の厳しい財政状況において、また、難しい選択を迫られる中で、新しい時代の要請に的確にこたえ、サービスの向上を図るために、職員はもとより、市民の意識も変えていただき、協働により改革を進めていかなければならないと考えております。

大綱の策定に際しましては、市民の声を十分踏まえるため、また、市民の負担を伴うことがあることを御理解いただくため、大綱の原案策定前と大綱策定前に、各層座談会と各地区座談会を開催してまいりましたし、大綱に具体的な内容も盛り込んだところであります。

さらに、行財政改革推進委員会の審議内容を市報と市のホームページに掲載するとともに、大綱の全文も掲載するなど、情報の提供に努めてきたところであり、改革の必要性については御理解いただいているものと思っております。

今後、年内に行財政改革大綱の実施計画を策定し、できるだけ目標を明確にし、具体的な改革を推進してまいります。補助金の削減や事業の廃止・縮小などにより、市民に負担をお願いすることもあるかと思っておりますので、その場合は、さまざまな機会をとらえ、市民との対話の中で御理解をいただいで進めていかなければならないと考えております。さらに、改革の進捗状況も含めて情報提供に努め、改革について、より理解を深めていただくとともに、出前講座などを活用し、行財政改革について説明してまいりたいと思っております。

次に、行財政改革を行ったときの効果についてのお尋ねがございました。今申しあげましたように、現在、大綱の実施計画の策定作業を行っており、財政効果についても、積み上げを行っているところであります。そのため、全体的な財政効果をお示するには、もう少し時間をいただきたいと思っております。

しかしながら、大綱において、組織の再編や民間委託の実施等により、5年間に40人の職員削減を行うこととしておまして、その部分、職員減に係る財政効果としましては、平成18年度から22年度までの5カ年間の累計で、概算で約14億円になると見ておるところでございます。

また、国の人事院勧告のみによるところの給与制度の改定に伴う財政効果ですが、これは、18年度から職員の給料を平均で4.8%下げるものでございます。経過措置がありますので、来年度から直ちに大幅な経費削減となるものではありませんが、経過措置がなくなれば、平成17年との比較で、年間およそ1億3,000万円の経費削減になるものと見ております。

次に、財政指数とか経常収支比率とか、公債費比率、起債制限比率の目標についての質問でございますが、これら財政指数の目標値を設定することは非常に難しいところですが、大綱の実施計画策定に合わせ、中期的財政見通しを策定する予定であり、その中で、おおよそその数値の見通しを設定する考えでありまして、現在、作業中でございます。なお、市債の元利償還金である公債費の額については、現段階では平成19年度がピークになるものと見込んでおります。

次に、18年度、来年度の予算編成についてのお尋ねにお答えいたします。

日本の経済は、バブル崩壊後の低迷の時期を抜け出したとされておりますが、地方にあっては、まだまだ景気の先行きが不安定な状況にあるかと思っております。現在は、国・地方とも、財政状況は、依然として極めて厳しい状況にあり、国の平成18年度概算要求基準では、歳出改革路線を堅持して、歳出の抑制を図るとされておられ、また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005、いわゆる骨太の方針2005では、公務員の総人件費削減など、さらなる行財政改革を進めることとしております。さらに、これまで進められてきた三位一体改革は、平成1

8年度までで一たん終了しますが、19年度以降の第2期改革も取りざたされており、行革は、今後も一層推進していくものと考えられます。

こうした状況下での本市の平成18年度の予算編成ということになるわけでございます。

まず、歳入について申しあげれば、固定資産税の評価がえの年に当たるなど、税収の伸びが期待できず、また、地方交付税、臨時財政対策債については、今後とも縮減になっていくことは確実視されており、今後の歳入の見積もりは、予断の許さない状況にあります。なお、平成19年度からは、さらに税源移譲による所得税の減が、交付税の原資の減にもつながることから、交付税がますます減少していくということが予想されます。

歳出については、徹底した経費削減に努めてきたものの、市民の行政に対するニーズは依然として大きく、また少子高齢化に伴い、扶助費や国民健康保険、老人健康保健、介護保険の3特別会計への繰出金など社会保障費が年々ふえ続けるほか、平成18年度は、新たに国営かん排事業負担金が生じるなど、厳しい状況でございます。こうした中で、平成18年度は、第5次振興計画の目標とする将来都市像、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」の具現化に取り組むとともに、平成18年度から推進する行財政改革大綱を踏まえた上で、聖域なく、すべての分野において改革を断行していく必要があります。

このような本市財政状況及び行政推進の目標を十分認識した上で、今後の国及び県の予算編成並びに地方財政対策を踏まえ、自立と市民との協働の視点に立つ予算編成方針としたところでございます。

それから、18年度の一般会計予算の総額についてのお尋ねもございました。

総務省では、8月に地方財政計画の仮試算を出しております。この試算では、地方の一般財源の総額は前年度並みとしておりますが、昨今、交付税、臨時財政対策債の議論がなされており、それが年末の地方財政計画にどのように反映されるか、全く見通しがつかない状況であります。本市では、現在、各課からの予算要求が出そろいまして、査定に入ったばかりのところではありますが、今申しあげましたように、地方財政計画次第では、大きく変わる可能性があり、今の段階で、来年度の予算総額を申しあげるとは困難な状況でございます。

次の質問としまして、増収対策それから自主財源の確保についてのお尋ねがありました。

今、国において進められている小さな政府のさらなる進展により、地方交付税の一層の縮減が見込まれ、また、三位一体の改革に伴う依存財源の割合が縮小していくことから、今後、自主財源の確保は、ますます重要になってまいります。

自主財源の柱となる地方税については、三位一体の改革により、現在、所得譲与税として交付されているところの税源移譲分については、平成19年度から直接個人市民税への移譲となることから、税収確保が一層大切になってまいります。平成16年度の地方税制改正において、課税自主権が拡大したところでありますが、本市においては、法定外税の導入は行わず、これまで同様、産業の振興につながる施策の推進と企業の誘致に努めまして、税収の増につなげてまいりたいと考えております。

また、税額の増には収納率の向上が欠かせず、行財政改革大綱においても、新たに収納担当によるプロジェクトチームを組織いたしまして、収納率向上を図ることとしたところであります。

次に、財政運営になりますが、今後の財政運営につきましては、財源の有効活用そして市債借り入れの抑制を行い、健全財政の持続可能性を確保していくことが大きなポイントとなるものと思っております。まず、限られた財源を有効に使うためには、各種施策事業を選択する際、将来の見きわめ、そしてまたチャンスとタイミング、そして市民ニーズ、時代のニーズ、これらをよく勘案して、さらに効率性、効果性、必要性、行政と民間の役割分担などを十分に検討した上で選んでいくことが大事と考えております。

また、百年の大計として実施した駅前開発等の大型プロジェクト事業を初め、これまでの市民生活に密着した社会資本の整備に伴う市債発行により、その償還金である公債費はしばらく高どまりとなることから、また、少子高齢化に伴い、世代間の負担の不均衡も予想されることから、将来にわたり、財政負担となる市債残高が累積しない財政運営としていく必要があります。このため、投資事業を厳選するなど、起債の借り入れを極力抑えて

いきたいと考えており、予算配分は、投資的経費よりも経常的経費に重きを置いたものとならざるを得ないもの  
と思っております。

このたび、行財政改革大綱を策定し、平成18年度からの第5次振興計画も間もなく策定完了いたします。こう  
した中での財政運営に当たりましては、行政の果たすべき役割を明確にし、限られた財源と人員の有効活用を行  
うなど、これまで以上に徹底して行財政全般の改革に取り組み、持続可能で自立的・効率的な行財政運営ができ  
るよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 第1問に対する答弁、ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

行財政改革につきましてですけれども、非常に市民に対しても職員に対しても厳しい改革ということですが、当然今まで右肩上がりの高度成長経済が続いたわけですから、これからは安定経済に入っている中で、グローバル的にも、やっぱり全世界でもいろんな改革をしながら今日に至っているということは、皆さん御案内のとおりと思います。

そういうことで、まずこの改革の中身、地域懇談会とか、そういうことでは十分認識をしてもらったと。これからの広報活動をやると思いますけれども、なかなか出席者も多くないところもございますので、やっぱりこの大綱の中にも明記されておりますけれども、今までのサービスの提供が難しくなる場合は、市民にサービスの低下があることを説明すべきでないかというふうなことも書かれておりますけれども、やっぱり前のことでございますけれども、アメリカのジョン・F・ケネディ大統領が大統領宣誓のときに、「国民は、国に何かを求めるのではなくて、国民は何をすればいいのか」というふうなことを宣誓しまして、全世界の注目の的になった言葉だと私も記憶していますけれども、まさに今、市民が今まで景気よかったときに市政に求めたことを、やっぱりこういう安定経済になった場合に、それでは市民は何を市にすればいいのかというふうなことも、積極的に啓蒙といいますが、市民からも考えていただく。

市長もおっしゃっておりますように、少子高齢化、ますます盛んになるこれからの時代でございます。福祉的なもの、そういうものはだんだんとふえてくるわけでございますけれども、きのうも同僚の佐藤議員からありましたように、憲法25条には生存権というものがあるわけでございますが、高齢化になっても、やっぱり収入のある方は、それに合った負担をこれからは少しずつしてもらおう。本当に生活に困っている方は、国、行政で支えていくということは当然なことだと思います。そういうことで、こういう改革の基本をやっぱり市民の方に理解をしていただくことが、これからの財政運営の中でも非常に大切なのかなということをお私に思っています。

また、財政効果についてでございますけれども、今いろんな試算をしている中で、まだちょっとわからないということですが、このように大きな改革を5年間にわたってするということは、やっぱりそれなりにそういう指数を前もって想定した中でやるということも一つの方策なのかなと。

当然これは考えていることだと思いますけれども、まず経常収支比率、特に御案内のとおり、人件費、扶助費それから公債費、これが分子にあるわけでございますので、そのいずれかを減らさないと、やっぱり低くならない。

16年度の県の44市町村の行財政指数を見ますと、本市は93.7%の経常収支比率ですね。やっぱり新庄市なんかを見ますと99%を超えている。長井市も98%、90%を超えているところがたくさんございます。そういう自治体がやっぱり独自の道を歩くということでございますので、本当に寒河江市だけが厳しいというわけではございません。全国、国から厳しいわけございまして、何とかその経常収支比率を下げたいというふうなことで、この職員の人員削減、14億円ほど、来年からの4.8%の職員の削減でございますが、そういう構造改革の第一歩は、人員をいかに減少させるかというふうなことだと思います。

これが、市町村合併という一つの大きな流れで来たわけございまして、先ほども第1問で申しあげましたとおり、議会においても、結論的には3名の減。いろいろ検討委員会でもございましたけれども、前回も3人減らして、また今回も3人減らすとは、議会のチェック機関がどうなのか、また、民意がないんじゃないかというふうなこともありました。しかし、話し合いの中で、多数ではございますけれども、3名減という非常に厳しい結果になったわけでございます。

そんなことで、この行財政改革、非常に市民の方も注目しております。来年から出発するわけですが、私も動向をまだ言える立場じゃございませんけれども、とにかく自立の道を歩くというふうに決定したわけですから、やっぱり弱い人を支えるという基本的な福祉政策を基本に、これからの改革をやってもらいたいというふうに思っております。

それから、公営選挙とかいろんなこともありますけれども、第1問でもお願いしましたように、何とか実現してもらうように、この場をかりてまたお願いしたいと思います。

あと、18年度の予算編成についてでございますが、これもいろいろな国の制約がまだわからないというふうなことで、非常に厳しいことでございますけれども、一般会計の総予算を見ますと、例年減少している。三位一体改革の最終年度であります18年度も、当然少しの減額は来るとは思いますが、投資的予算また経常的な予算でございますけれども、やっぱり要るものは要るのでございますが、将来の本市の発展を保つためにも、やっぱり投資的予算をある程度確保しないと、将来につなげられないのかなということを私は思っております。いろいろプロジェクトもございまして、いろんな方策で、急にはいかななくても、長いスパンの中で投資的な効果も求められるように、何とか18年度の予算においてもお願いしたい。

また、増収対策でございますが、いろいろ大綱の中にも盛り込まれておりますけれども、非常に今、寒河江市の工業団地、いろんな会社が誘致されて、本当に各自治体の注目の的になっておるわけですが、やっぱりこの工業団地にもっともっと誘致していただいて、人口の増加並びにいろんな雇用の確保、そういうこともお願いしまして、将来につなげてもらえば本当にありがたいというふうに思っております。

非常に市長の答弁は、「厳しい」という一言でありますけれども、それは重々我々もわかっておりますが、とにかく、ない金で予算を組むわけでございます。市長の言葉は、「ないないと言わないで知恵を出せ」というふうなことでございますから、いろんな知恵を出してもらって、18年度予算、すばらしい予算ができますようお願いしまして私の質問を終わります。

市長、何かございましたらお願いします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 行財政改革につきましては、「隗より始めよ」という言葉がございますように、内部改革を初めとしまして、市民に協力を求めているわけございまして、いわゆる今回の行財政改革の大きな柱と申しますのは、御案内のように、いわゆる市民との協働によるところの行財政基盤の確立と、こういうことをうたっているわけでございます。それにつきましては、これまで以上の市民の理解も得なくちゃならないものと考えているわけでございます。

推進委員会なり、あるいは地区座談会等をやってきたわけでございますけれども、そういう中では、やはり具体的な数値というものを出したことにより、非常に受け入れやすいといいますが、わかりやすいと言われるのじゃなからうかなと、このように思っておりますが、なお、今回も市報に全文を掲載しておりますので、あるいは今度、インターネット等で出すわけでございますので、市民のより一層の御理解と御協力がちようだいでできるのじゃなからうかなと、このように思っております。

それから、行財政の効果でございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、作業が進んでからということをお願いするわけでございます。ただ、非常に何といいますが、いろいろ指数のことも挙げられましたけれども、何といいたしてもそれらの指数というものの分母となるものが、今のところ国の三位一体改革、特に交付税の配分というふうなものに左右されますので、経常収支比率にしましても、あるいは公債費比率にしましても、財政力指数にしましても、非常につかみにくいということがあろうかなと、このように思っているところでございますので、先に行ってからと、こういうことを申しあげたところでございませぬ。

それから、投資的事業についての要望にもございましたけれども、御案内のように、推進委員会の中での主な意見を掲げられたことは皆さんも御承知かと思っておりますけれども、やっぱり、削るだけじゃなくて、将来に向けて投資的なことも十分考えるべきだと。やっぱり今々じゃなくて、将来を見通したところの投資的事業、あるいは将来を見通したところのまちづくりの中での投資的な事業ということを考えるべきだと、こういう御意見もあったわけでございますので、それらも踏まえて、これからの財政運営あるいは予算編成というふうに取り組んでいかなければならないなと、こう思っているところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時02分

---

再 開 午後1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

新宮征一議長 通告番号10番、11番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 傍聴している小学生もいなくなって、ちょっと寂しい気もいたしますが、通告に従って順次質問をしてみたいと思います。

質問に先立って、市長並びに教育委員長には、誠意ある答弁をお願いをしておきたいと思います。

最初に、第4次振興計画の総括について、佐藤市長にお尋ねをいたします。

さて、私は、これまで新たな振興計画の策定に当たっては、住民参加の手づくりの計画づくりを行うべきと提起をしてきました。それは、住民との協働をうたい、また、その計画が住民に浸透し、地域づくりを住民とともに行うためには、最もよい方策と考えるからであります。

特に、行政改革が叫ばれる今日、政策と行政は、密接、不可分になってきます。ともすれば、これまでは事業実施に当たっては、基本構想や基本計画に沿わないものや、無理やり沿わせたと思われるものなど、その事業の必要性、事業効果、管理の方法などの検討が十分になされないままに事業の実施がなされ、その結果つくった施設が十分生かされないものもあつたり、あるいは、せっかくいろんな角度から検討された指標の数値が、ただの数字としてだけに終わっているように思えてなりません。よりすぐれた振興計画をつくるために、これまでなされてきた振興計画について深く掘り下げ、きちっとした総括をする必要があると思います。

そこで、市長に伺いたいと思いますが、第5次振興計画の基本構想が示されましたが、新たな振興計画は、第4次振興計画の総括の上に立って策定なされるべきものと考えますが、第4次振興計画について、市長はどのような課題や反省点などをお持ちなのか、成果だけでなく、そうした点を具体的に伺いたいと思います。

次に、チェリークア・パークの進捗について伺います。

チェリークア・パークについては、第5次振興計画の基本構想には、民間活力によって温泉場の開発に努めると記されております。しかし、今の経済状況から判断すれば、なかなか厳しいものと思われまふ。これまでも大きな投資をしていますし、市の財政が厳しい中で、これからの市政運営の上で大きな足かせになるような危険性があります。御承知のように、この計画はバブル期のもので、しかも、土地を買った事業者が、これまでに何社となく撤退をしたり、あるいは転売をして事業になかなか着手できない現実を見ると、既にこの計画は、私は破綻をしているのではないかと感じております。そういう意味では、私は、もはや一刻も早く政治的決断をなされる時期に来ているものと考えております。

そこで質問に移りますが、現在の全体の進捗状況はどのようになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

また、最近、中国パールから取り戻した民活用地に自動車学校から引き合いがあつて、そのことについて民活連絡会で異論がなかったと聞いていますが、事実だとすれば、その後どのように推移しているのか。さらに、チェリーランドさがえが取得された民活用地を、JAさがえ西村山農協に転売するかのような話が聞こえてきますが、どのようになっているのか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

次に、行財政改革大綱と人事管理についてお尋ねをいたします。

行革審の中で、公務員制度改革が議論されてからしばらく日にちはたちますが、この制度改革は、人事政策の問題であると思います。人事とは、つまり職員の採用、職務配置、異動、能力引き上げ、昇任・昇格、退職にかかわる事柄であります。そういう採用制度、異動制度、研修制度、昇格・昇任制度、退職制度を変更し、また、新たに創設して運営するのが行政改革の中における人事政策の改革だというふうに私は思います。特に、本市の職員構成は、管理職の多用等もあって、極端にいびつな形になっております。そのことは行革にも逆行しますし、人事政策を改革し、市民が納得するようなあるべき姿に改めることが必要かと思えます。

そこで、初めにお尋ねしますが、行革大綱に人事評価システムの整備を挙げていますが、どのようなものを考えているのか伺いたいと思います。

次に、職員評価についてお尋ねをいたします。

私は、人事管理については前にも述べておりますが、職員の意識を改革するために、管理職の課長等を、部下の職員が上司を評価する管理職マネジメントプログラムなどの双方向評価制度の導入を取り入れるべきと考えています。そのことについて、改めて御見解を伺いたいと思います。

次に、職員の採用について再びお尋ねをいたします。

行政における職員は、行政の財産であるという考え方があります。そこで、有能な人材を広く求めるために、職員採用試験における住所要件の撤廃などは言うまでもないことだというふうに思います。また、職員採用における公正さを期すために、不正事件のあるなしにかかわらず、行政の長の影響力は極力排除すべきであるというふうに思います。職員採用試験については、全国の自治体でさまざまなやり方を行っています。

例えば、ある自治体では、職員採用に当たって、3次にわたる試験の採点、審査方法を広く公表しています。1次試験は法人に委託し、初級試験と適性検査を行い、その後、評価委員3人による作文と教養面接を行って、上位から合格順を決めております。次に、課長補佐、係長級の5人が試験員になって、人柄や性格の集団面接を、次に、課長級3人が社会的適性を審査する集団討論を行い、4段階評価をします。これで、第1次と合計点の上位者を適格者として決定をするのであります。さらに、民間人3人を含めた5人の任用委員会で、個人面接による職務遂行能力の有無と身体検査で合格を決定しております。受験者の希望に応じて、1次試験から最終まで成績順位を通知し、すべて点数化して客観的に判定し、審査基準の透明、公平、公開に努めているとしているのであります。

私は、本市においても、前に述べたような視点から、こうした職員採用試験のあり方に改革すべきであると考えますが、佐藤市長の見解を求めたいと思います。

続いて、中学校給食の早期実施について、教育委員長にお尋ねをいたします。

中学校給食の必要性については、これまで何度も申し上げておりますので、繰り返す必要はないと思います。当初は、全国的に見ると、比較的实施率が低かった県内でも、このところ、住民の要望にこたえ、実施に踏み切る自治体や、その実施に向けた準備をしている自治体がかなりふえております。

さて、先日行われた学生議会においても、給食を望む中学生から実施についての質問がなされ、教育委員会は、オウム返しのように弁当の持つ意義を強調されたと聞いていますが、その実施してほしいと願う子供たちの率直な声を耳にして、教育委員会としてどのような感想をお持ちか、初めに伺いたいと思います。

次に、昨年12月の中学校給食に関する佐藤市長の答弁以来、市民の間では、早急に実現されるものとの期待から、中学校給食に対する住民の要望は、さらに大きくなっております。



ところで、教育委員あるいは教育委員会の役割の一つに、地域住民の声を教育行政に反映させることがあります。しかし、事中学校給食について言えば、そうした声を委員会は完全に無視をしていると言わざるを得ません。佐藤市長の要請に対してなされた答弁が、教育委員会としては不本意だったのかもわかりませんが、なかなか動き出さない教育委員会の姿勢に、住民の不信は大きくなっております。今こそ、住民の声や子供たちの声に率直に耳を傾け、いつまでもかたくなに持論に固執せずに、早急を実施すべき時期に来ているものと考えますが、改めて見解を伺いたいと思います。

さらに、これまで何度となく申しあげておりますが、教育委員会は、弁当の持つ意義を強調されていますが、弁当の意義は、給食と弁当の併用、あるいは曜日を決めて弁当の日を設けるなどにより、このことは可能であると私は確信をいたしております。教育委員会は、平成7年1月に、中学校給食については、差し迫った必要性は見当たらないとして実施しないことを結論づけましたが、それ以降も、御承知のように、多くの自治体で文部科学省や住民の要望にこたえ、完全給食がふえているのが現実であります。そのことについて、どのような見解をお持ちか伺いをしながら、重ねて誠意ある答弁をお願いして私の第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、第4次振興計画の総括についてお答え申し上げます。

新たな振興計画は、第4次振興計画を総括した上に立って策定されるべきとのことですが、まちづくりというものは、5年あるいは10年でやれるもの、そして20年以上もかかるものなどがありますが、私は、市民の負託にこたえるべく、長期計画を持ってあらゆる施策に取り組み、着実に発展する寒河江というものの手ごたえを深く感じているところでございます。

昭和63年、新第3次振興計画を策定し、将来都市像を「情報に強いカラフルな都市寒河江」とし、定住と交流をテーマにまちづくりを行い、県内陸部の中核都市として着実に発展し、これを受け、第4次振興計画では、将来都市像を、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」とし、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、市民一人一人にまちづくりに参加していただきながら、交流時代の結節点にふさわしいまちづくりを進めてまいりました。

今議会に、平成18年度を初年度とする行財政改革大綱を行政報告として報告させていただきましたが、行財政改革というものは、常に時代の変化に合わせ、即実践すべき改革であると考えております。私は、就任間もなく、昭和61年2月に行政改革を実施したのであります。柴橋小学校の給食の民間委託であり、職員給与の是正であります。およそ20年たった今、学校給食の民間委託についてはよかった、1校だけにとどめないでほしいとの感想が聞かれるようになりました。職員給与の是正についても、今また是正しようとしているわけでございます。

このように、私は、常に先見性を持って諸課題に取り組んできたと思っております。また、私はこの20年間、さくらんぼにこだわったまちづくりを具現化してまいりました。「日本一さくらんぼの里寒河江」であります。さくらんぼと言えば寒河江、寒河江と言えばさくらんぼと、全国津々浦々に情報を発信してまいりました。まちづくりは、ほかと相入れない差別化によって、寒河江ならではのブランド化で生まれてくるものと考えております。さくらんぼにこだわったまちづくりは、街灯のデザインや歩道など、至るところにさくらんぼを散りばめ、さくらんぼの里を創出してきました。さらに、東北一を誇る寒河江のバラなど、寒河江市の誇れるものの一つと思っております。

寒河江中央工業団地は、今や市単独の開発団地としては県内一の150ヘクタール、80社、3,300人の雇用をする団地として成長をしております。県外からの誘致企業からは、「花と緑で彩るきれいなまち」という高い評価をいただいております。

私は、第4次振興計画において、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」を目指してまいりましたが、高速交通時代に先駆け、観光拠点施設チェリーランドを初め、周年観光農業を目指し、さくらんぼやブルーベリー、ラ・フランス、雪中いちごなど、農業の観光化にも力を入れてまいりました。

やはり、まちづくりの原動力は、イベントの開催であると思っております。元気なまちづくりを創出するには、全市民の参加によるイベントの開催が重要なかぎになっていると考えております。平成14年の全国都市緑化やまがたフェアに続いて、市単独で開催した花咲かフェアINさがえも、一貫したまちづくりの施策の展開の成果と言えるわけでございます。

寒河江駅前中心市街地整備は、平成4年にスタートし、先月6日、多くの関係者の皆さんと竣工式を挙げ、喜びをともにいたしました。

そして、ことしで23回目となった神輿の祭典は、今まで以上の寒河江市民の力というものを市内外に示したところであります。

国営事業として施行されてきた寒河江川下流農業水利事業も、計画期間内に完工することもできました。寒河江市のせせらぎのまちにふさわしい施設となっております。

慈恩寺、チェリーランド、寒河江駅前、チェリークア・パークの四つの拠点を核とし、道路網のネットワーク化を進めてきたわけでありますが、今後も内回り環状線の整備を進めていかなければならないと考えております。

昨年11月25日に、西寒河江跨線橋が完成し、南北一体化されたわけでありますが、市産業に大いに寄与されたものと考えておりますし、昨年12月からスタートしたチェリークア・パーク内の寒河江サービスエリアスマートインターチェンジは、高速自動車道とクア・パーク開発と一体となった重要な事業であり、一日も早い恒常化に向け、国を初めとする関係団体に要望してまいりたいと思っております。

また、これと関連する最上川沿岸スポーツレクリエーション基地の実現に向け、努めていかなければならないと考えております。

ハートフルセンターを拠点に、保健・福祉・医療が一体となった寒河江型ケアシステムによる一環したサービスの提供に努めてまいりました。これからの少子高齢化社会の施策に生きてくるものと思っております。

これまでのまちづくりについて、述べてまいりました。これからの寒河江をどうするか、課題は何かということでございます。第5次振興計画の将来都市像、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」といたしました。第4次振興計画を継承発展し、先の10年を見据えたとき、私は、基本的に歴史や文化そして教育であろうかと思っております。寒河江市の持つ特性というものを歴史や文化に求め、それを市民一人一人がはぐくみ、学び、寒河江市を誇れるまちづくりを構築していかなければならないと考えております。

やはり、寒河江市のイメージとなれば、さくらんぼであり、それを根底に花・緑・せせらぎで彩る寒河江市の風景というものを考えておりますし、また、神輿に象徴されるように、元気なまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

今でこそ、協働のまちづくりと言っておりますけれども、寒河江市では、市民参加による市民と企業と行政が一体となったところのグラウンドワークでの公園づくりや環境整備を行ってまいりました。本市は、全国屈指のグラウンドワークによる協働のまちづくりを推奨しているところであり、今後とも、推進していかなければならないと考えております。

また、高速自動車道や国・県道との接続道路の整備にも努める一方、寒河江温泉のイメージアップを図るなど、観光全般にわたり整備を進め、より美しく、より豊かに、より元気になるまちづくりを第5次振興計画に基づき、実現してまいりたいと考えているところであります。

基本構想については、9月の議会で議決をいただきましたが、今、作業を進めております基本計画の策定を急ぎ、来月には振興審議会に諮り、来年3月の議会に行政報告をしたいと考えているところであります。

次に、クア・パークについてのお尋ねがございました。

クア・パーク全体の進捗状況とのことですが、現に施設が建設され、営業なされているのは、ホテル・シンフォニー・アネックスとさがえ西村山農業協同組合の友遊館でございます。

ほかに、民間が所有しているのはこころの宿一龍、さがえ土地建物、滝の湯ホテル、チェリーランドさが

えの4区画であり、そのうちの1区画については、事業化に向け具体的な準備に入っております。

開発公社が所有している2区画については、新たな事業者に誘致を働きかけている状況であります。

市が所有している約1万坪の土地については、これまでも議会で申しあげてきたとおり、スパ温浴施設に限らず、集客を望める事業をも含めて探しておりまして、現在、特定の事業者と話を進めている段階であります。

以上が、現在の全体の動きでございます。

それから、中国パールから取得した用地についての質問がございました。

中国パール販売から買い戻した土地につきましては、ただいま申しあげましたとおり、スパ温浴施設に限らず、集客を望める事業をも含めて特定の事業者と話を進めている段階であります。これまでも何回となく申しあげたとおり、新たな事業者については、民間事業者で組織する民活エリア開発推進連絡会に諮り、会員の賛同を得て、認めているということで今日まで来ております。ただいま話を進めている事業者についても、この連絡会を開催し、会員の賛同を得られたところであります。

次に、チェリーランドさがえの土地についてのお尋ねもございました。

チェリークア・パーク民活エリアの土地の所有者が、営業開始前に土地を譲渡しようとする場合は、市との間で締結した寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約書第10条により、あらかじめ書面で市から承諾を得なければならない条項となっております。御質問については、事業者がいろいろと事業展開について検討されている中でのことだと思っておりますが、双方合意に達した時点では、当然、市に対し譲渡する事業者から、譲渡承認申請がなされるべきものであり、それが提出されるまでについては、申しあげることできません。

次は、行財政改革につながるどころの人事管理についてのお尋ねでございます。

まず、人事評価システムについての御質問であります。地方公共団体は、社会経済情勢が変化する中、複雑多様化・高度化する住民の行政ニーズへの対応を厳しく迫られている一方、その事務を処理するに当たり、最小の経費で最大の効果を上げることが改めて求められており、組織としての業績を強く問われるようになっております。

このため、簡素で効率的な体制のもと、個々の職員については、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが、従来以上に必要となっており、また、職員の士気の高揚や組織の活性化を図る上で、ポストや給与の配分の仕方についても、年功序列的なものから能力本位の任用を推進し、実績に応じて処遇することが重要な課題となっております。このような状況に対応していくためには、研修制度などを活用して、能力と個性が十分発揮できるような人材を育成するとともに、職員の能力や勤務実績を的確に把握し、その結果を人事処遇に適切に反映させる実効ある評価制度を早期に構築することが不可欠となっていることから、このたびの行財政改革大綱の中に人事評価システムの整備を盛り込んだところであります。

この人事評価システムのあり方につきましては、平成16年、昨年4月に、地方行政運営研究会が地方公共団体における人事評価システムのあり方に関する調査研究を公表しております。その内容につきましては、職務遂行能力の発揮度を能力基準に照らして評価する能力評価と、それから、目標管理の手法を用いて業績を評価する業績評価を行うこととしております。

能力評価は、期待し、求められる役割を果たすための職務遂行能力を、それぞれの評価要素ごとに調査・分析し、評価結果を昇格・降格等の能力給への格付や任用の重要な参考資料として、計画の人材育成、能力開発にも活用しようとするものであります。

業績評価は、目標管理の手法を導入し、職員が組織の目標などを踏まえて、業務目標及びその困難度を設定して、業績目標以外の成果なども勘案して評価するものであり、評価結果は、基本給や諸手当決定の重要な参考資料にしようとするものであります。

また、評価制度の適正な運用を図るための仕組みとして評価者訓練、それから評価基準などの公表、評価結果の開示、職員の苦情に適切に対応する仕組みの整備などを実施すべきであるとしております。

本市におきましても、的確な人事管理を行うために、職務遂行能力上発揮された勤務実績や能力適正などの管理職による評価を実施しており、職員の能力を最大限に発揮できるよう、人事管理に努めてきたところであります。今後、人事評価システムの構築に当たっては、地方行政運営委員会が公表したこれらの評価方法等に沿って公平・公正性、透明性、納得性が確保されるよう、評価基準の明確化や情報の開示、評価者研修の実施、苦情処理の仕組みの整備などについて検討するとともに、職員の理解が得られるよう意見を聞くなど、幅広い見地から議論していく必要があると思っております。

また、国においては、来年1月から中央省庁の課長・課長補佐級の人事評価制度の試行を決定したところであり、今後の国及び他の地方公共団体の状況も調査研究しながら、人事評価システムを構築していきたいと考えております。

それから、管理職マネジメントプログラムについての御質問もありました。

国においても、ようやくこの中央省庁の課長・課長補佐級の人事評価制度の試行が始まる段階でありまして、本市においても、今後構築する人事評価システムがある程度軌道に乗った段階で、他のさまざまな手法について研究してまいりたいと考えておるところであります。

次に、職員の採用試験についての質問がありました。

高度化・多様化する住民ニーズや急激に進行する情報化、少子高齢化など、社会の変化に対応し、より豊かなまちづくりを進めるためには、職員一人一人の職務遂行能力が求められております。その能力を公平かつ正確に判定するため、採用試験については、信頼性、客観性及び実用性について考慮して実施しているところであります。

具体的には、県内の他市と同様に、第1次試験と第2次試験の2段階の試験により合格者を決定しております。

第1次試験は、筆記試験により全職種で高卒程度の教養試験、一部の職種で専門試験を行っております。問題作成及び採点は、財団法人日本人事試験センターが行い、試験日及び試験会場は、西村山の1市4町等が統一して実施しております。第1次試験の合格者は、財団法人日本人事試験センターからの採点の報告に基づき、成績上位者から決定しております。

第2次試験では、全職種について作文試験、人物試験として面接試験及び性格検査を行っております。第2次試験の試験委員には、医療職を除く行政職などの場合は、助役、収入役、監査委員、教育長、庶務課長の5人に委嘱しており、医療職の場合は、監査委員にかえて病院長、総看護師長の6人に委嘱しております。試験委員は、作文試験では、課題に対する内容、構成それから表現を評定し、面接試験では、協調性、積極性、表現力などを評価しております。

最終的な合格決定については、各試験委員から受験者ごとの作文及び面接の評定表を提出していただき、第1次試験と第2次試験の成績を合わせ、成績上位者から合格者を決定しているところであります。

試験結果の開示については、受験者本人から請求があれば、点数と順位を開示しているところであります。

今後とも、職員の採用試験につきましては、このような方式を継続してまいりたいと考えているところであります。

私の方からは以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

まず初めに、学生議会において、中学生から給食を望む質問がなされたということについての感想ということでございますので、お答えを申し上げます。

学生議会は、次代を担う中学生が、まちづくり活動に参画することを通して、彼らの本市政への理解及び関心を深めるとともに、郷土愛をはぐくむことなどを主眼として、去る11月5日に実施されたものでございます。16人の中学生が9項目について質問を行いました。その中で中学校給食についても質問があったわけでございます。その質問の趣旨は、中学校の給食に関してさまざまな考え方がある中で、自分なりの率直な考えを述べたものと、このように受けとめております。

次に、早急に中学校給食を実施すべき時期に来ているのではないかとということでもありますけれども、学校給食は、これまでも申し上げてまいりましたように、単に食事を提供するというだけではなくて、あくまでも教育活動の一つとして実施しているものであって、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養い、子供たちが生涯を通して健康な生活を送れるための基本を身につけることを目的としています。

教育委員会といたしましての中学校給食についての基本的な考え方は、これまでも繰り返し申し述べてきたところであり、その方針は今も変わっていないところでございます。つまり、社会が変化している今、さらに子供たちの変容が心配されている現在であるだけに、精神的にも肉体的にも自立期にある中学生にとって、人と人のかかわり合いの大切さを学び、みずからの食を自分の目で見て、時には自分の手でつくるなどの体験、家庭での食事、弁当づくりというものが、大変意義深く、自立的・主体的に生きる力を養うための大切な機会であると、このように考えるからであります。

しかしながら、教育を取り巻く環境は、常に変化しているわけでありまして、直面する教育課題について、絶えず情報を収集したり、広く意見をお伺いしながら、よりよい教育環境づくりを目指して研究していくという姿勢、あるいは基本的な考え方というものもまた変わってはおりません。

教育委員会といたしましては、現在、仮称教育振興計画の策定の準備を進めているところでございます。これからの寒河江市の教育のあるべき姿というものを見据えながら、教育全般の議論の中で、中学校給食についても検討すべく準備をしているところでございます。

次に、完全給食を実施する自治体がふえている実態についての見解ということですが、平成16年5月時点での山形県内の中学校給食の実施状況は、完全給食が54.9%、おかず給食が3.8%、ミルク給食が38.3%、給食を全く実施していない学校が3%、このようになっております。この分類で申しますと、本市は、ミルク給食という範疇に入るわけでありまして、完全給食を実施するところがふえてきているというようでもありますけれども、このような中で、本市が弁当を主としたミルク給食を行っているその趣旨については、先ほど申し上げたとおりでございます。以上でございます。

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 私の第1問について御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

若干といいますが、大幅に今議論がかみ合わないところが多いわけでありまして、少しずつ詰めていきたいなというふうに思っていますが、相当開きがある部分がありまして、短時間ではどうなのかなというふうに思い悩んでいるところもございます。

それで、市長に、第4次振興計画の総括についてお尋ねをしたわけでありまして、あらかじめ申しあげておいたんですが、成果だけでなく、課題や反省点というふうなことにも具体的に触れていただきたいということをお願いしておいたわけでありまして、いつだったかもそうでありまして、残念ながら成果だけべろべろと述べられまして、課題は若干触れられましたけれども、反省点は全く出されませんでした。いかにも佐藤市長らしいといえば佐藤市長らしいわけでありましてけれども、第5次振興計画に当たっては、そうしたやっぱり反省点なども具体的に掘り下げながら、新たに対応していくことが必要なのではないのかなと、こういうふうに考えているところであります。

それで、お気づきがないようでありますから、若干私から申しあげたいというふうに思いますけれども、一つには、今の財政問題がございます。もちろん第4次振興計画だけではありませんけれども、これまで長年この市政に携わってきたわけでありまして、その財政状況については、市長はつぶさに知っているはずであります。

16年度の決算資料にもありますけれども、平成8年度以降、先ほどもありましたこの経常収支比率や公債費比率はずっと右上がり、今はこの公債費比率は、大変危険な水域に達しているというふうに私は思っております。今年度決算では、20.3%になっているわけでありまして、これは、御承知のように、かつては、20%を超えれば赤信号というふうに言われたわけでありまして、その私の言っている趣旨は、おわかりいただけるものというふうに思います。

最近では、起債制限比率なんていうふうなことを用いまして、3カ年平均をとって用いるようになったわけでありまして、上限に達している公債費比率では、いかにもぐあいが悪いのかどうかわかりませんが、このように用いることが多くなったわけでありまして、今もそれが生きているわけでありまして、かつてのそうした見方からすれば、非常に危険な水域になったということの一つは踏まえる必要があるというふうに思います。

そしてまた、このような結果になったのは、私は、佐藤市長一人の責任だなんていうふうには申しませんが、もちろんあのバブルも崩壊して景気も悪くなった、税収も伸びないと。また、それに付随して、景気対策としての国の公共事業なんかもなされた、そういうふうなやり方について、私たちは、議会の中においては少数派ではあったけれども、こういう時期に大型プロジェクトや、あるいは国のそうした景気経済対策としての公共事業を全面的に受け入れるということについては、やっぱり問題があるのではないかと。将来、財政が非常に厳しくなるのではないかとということの時折警鐘を鳴らしてきたつもりであります。しかし、市長は、地方交付税で後年度に負担があるということで、余り私たちの意見には耳を傾けていただけませんでした。

ところが、今になって、国と地方で合わせて770兆円にも上る借金があるというふうに言われていますけれども、国も地方も大騒ぎをしております。こうした施策を続ければ、こうなることはだれしもが、私はわかっておったことだというふうに思いますけれども、何回か申しあげておりますけれども、赤信号、皆で渡



れば怖くないというふうなものかわかりませんが、また、私たちの地方だけがやらなければ損をするというふうな考え方もあったかもしれません。そういう結果、今になって、構造改革だの行政改革だのと、こういうふうに声高らかに言っているわけですが、しかし、こういうふうにした結果をもたらしたのは、政治の責任であります。（「そのとおりなんです」の声あり）

しかし、そのことについての言及というのは、国においてもなされませんし、また、私たちのこうした地方においても、その責任を預かる長も、だれ一人として述べたことはありません。私は聞いたことがありません。（「そこが問題なんだ」の声あり）もちろん私たち議会人としても責任はあるというふうに思います。それは、少数意見と言いながら、市長を説得できなかった私たちの責任であるというふうに私は思いますが、しかし、そういう意味では大変申しわけないというふうに思いますけれども、その行政運営を預かってきた長として、そのことに私は触れるべきだというふうに考えますが、市長はどのようにお考えになりますか。ぜひ、ここでお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つ申し上げます。

第4次振興計画の中に、目標年次の主要指標というのがございます。主要指標というのは、一つの物事の見当をつくるための目印というふうなことであるそうですから、いわば目標だというふうに私は思います。一つは、定住人口であります、4万8,000人を目標年度で想定しております。それから、世帯数では1万3,500としておりますが、今年度末においては、どのような数字が想定されるのかぜひ教えていただきたいというふうに思いますし、それが一つの目標であるとするならば、もし、達成できなかったとすれば、どこにその問題点があったのか、それもやっぱり触れる必要があるのではないかとこのように思います。ぜひ、その点について伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つ申し上げます。

総生産額について具体的な数値はありませんけれども、第3次産業に触れられまして、チェリークア・パークへの観光滞在型の施設の建設、あるいは中心街の再開発によって商業施設の再編など、第3次産業関連施設の集積が高まることから飛躍的な発展が期待されるというふうに述べております。しかし、現況はどうですか。飛躍的な発展はなされましたか。チェリークア・パークには張りつけがありましたか。そういうふうなところも、きちっとやっぱり踏まえておく必要があるというふうに私は思うのであります。ぜひ、こうした点についてお触れをいただき、市長の見解を伺いたいというふうに私は思います。

それから、チェリークア・パークの関係についても伺いをしたわけですが、私たちの知らないところでいいますか、具体的に私は名称を申しあげましたが、そのところは行政のやり方であろうというふうに思いますが、具体的にはありませんでした。でありますから、何をどういうふうに今引き合いがあるのか、わかっていないから言うことができないようで、何か歯がゆいわけでありまして、民活会議では了承されたというふうな、理解をされたというふうなことでありますけれども、民活推進会と議会、議会では、なかなか中身がわからないのに、理解したなんていうことは、私はいかないというふうに思うんですが、そのやり方はちょっとおかしいんじゃないでしょうか。ぜひ、意思決定過程の中の情報であっても、その情報をもって壊しにかかろうなんていう議員はだれもいないですよ。ぜひ、それは早く解決してほしいというふうな願いは皆持っているわけでありまして、そうしたところを踏まえて、きちとした情報を提供していただきたいというふうに思います。

それから、行政改革と人事管理についても伺いをいたしました。今から検討するというふうなことがいろいろと触れられたわけでありまして、これについて、一言私も申しあげたいというふうに思っているわけで

ありますが、人事評価システムというのは、つまり、要するに人事政策を改めるということでありまして、改革をするためには、今何が問題なのかということをやっぴり見詰め直さなくちゃならないというふうに思うんですね。

そういう意味で申し上げたいというふうに思っていますが、私は、一つは、お役所仕事というふうな中に含まれるというふうに思いますけれども、俗に言われることではありますが、職員についていいますと、無難に大過なく、あるいは失敗を恐れて例外はなかなか通用しない。また、皆さんも既にこんなことをお聞きになったことはあるというふうに思いますが、民間と比較して仕事が遅くて効率が悪い。あるいは、厳しさが足りない。上ばかり見ていて、住民には厳しい。こんな意見を私たちは時折耳にいたします。また、目にもいたします。もちろん本市の職員の大方は、大変まじめで、勤勉で一生懸命な方々であるというふうに私も思っておりますけれども、大変残念ですが、こうした批判が市民の間にあることも、また事実なんです。

こういうふうな問題がどこから来るのかというふうに考えますと、私は一つは、上司との関係からではないのかなと、こういうふうに思っています。そうしたところから生じているのではないのかと、こういうふうに思っています。つまり、上司に対して従順であることが一つの問題の発生の要因であって、私は、その解決の決め手は、上司との関係を改善することだというふうに思います。申しあげるまでもありませんけれども、公務員は、終身雇用の制度になっております。同期に入った人間が、自分より先に上のポストに行ったり、あるいは、そんなに先に行ったりすることは、見ていて大変つらい、また、寂しい思いをするということは私も理解できます。

ですから、多分どなたもそうだろうというふうに思いますけれども、人事がすべてになっていないかということ、やっぴり考える必要があるのではないのかなと、こういうふうに思っています。そういう中で、人事がすべてになってしまって、先ほど言ったお役所仕事というふうなことが言われる要因ではないのかなというふうに思っているところであります。先ほど、上司との関係で、「上司に仕える」というふうな言葉がありますけれども、これは今もって死語にはなっておりません。

つまり、自分を抑制して、上司の意向に迎合するというふうなことだというふうに思います。先ほど言った終身雇用というふうな制度から、人事が優先になってしまって、そういうふうな価値観に、残念ながらなっているんだというふうに思いますけれども、これはお役所のおきてだったか、お役人様だったかという本に出ておったのでありますが、ただ単なる物書きによる書き方じゃなくて、この言い方は、必ずしも外的を外したのではないというふうに私は思っております。

その上で、上司が聡明で、しかも賢明で、公正な判断をしているというふうなことを職員はみなしているのではないのかなと、こういうふうに思っています。つまり、犠牲の上に職場の秩序がつけられている、こういうふうに言われているわけでありまして、もちろん優秀な職員が大半であるということは疑う余地もないことではありますが、このことにメスを入れないと、本当の人事政策というのは出てこないんじゃないかと。これからの改革を目指すところの人事政策というのは、意味がないのではないかと、こういうふうに私は思っております。せっかく人事評価システムをつくるというのであれば、こうしたところを改革するような制度に、私はぜひ改めてほしいというふうに思っていますが、ここで市長の御見解を伺っておきたいというふうに思います。

民間の方が役所に入られたら、その考え方の落差によって大きなやっぴり私はショックを受けるだろうというふうに思います。何でこんな簡単なことがなかなか決まらないんだろうと、こういうふうに思うはずで、教育委員会もさることながら、多分そういうふうに思われるでしょう。

公職とは、私は、行政の列化というふうに申しあげたいというふうに思いますが、その一つの構造であるというふうに思っていますが、これは一般的なことでありますから、気にとめないでいただきたいというふうに思いますが、それが、長期にわたってこの人事権を握っている長が、まずその権力の座にあって、公正な人事がなされないとその列化の度合いはますます進むということは、簡単におわかりいただけるものというふうに私は思います。

そういうことで、私はぜひ、この双方向の評価制度が必要だというふうなことを申しあげているわけですから、再度そうしたことについての御見解を承りたいというふうに思います。

それから、職員採用試験については、いろいろ全国的に検討されております。本市では、また同じようなことをやりたいというふうに言っているわけではありますが、例えば、いつまでも鎖国政策のような制度を続けなくて、広くやっぱり門戸を開放する。そして、行政の宝、財産だという考え方の視点に立って、職員採用に私は当たるべきだということを申しあげておきたいというふうに思います。いろんなことを検討しながら、今後、職員採用については、さらなる、今の状況にとどまらず、御検討を加えていただきたいということだけをお願いを申しあげておきたいというふうに思います。ただ、門戸を開き、有能な人材を確保するということからして、この住所要件などは、すぐさま撤廃をしていただく方向で対応をしていただきたいということを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、中学校給食の実施についてであります。先ほども言ったように、民間人であれば、一体何をぐずぐずしているんだと、こういうふうになるというふうに私は思っているんです。というのは、昨年12月から既に1年を経過しておりますね。総体的といいますか、教育全体の中で給食も検討するというふうに言われておりますけれども、給食の検討というのは、そんなに大段に考えて検討されなければならないような教育的な内容なんではないでしょうか。

市民からすれば、先ほども言いましたが、選挙前に市長も一定の表明をなされて、学校給食の検討を要請しておりますし、議会の多数を占める緑政会の皆さんも、検討委員会については、できるだけ早くやってほしいというふうな申し入れをしたというふうなこともございます。そういうことからすれば、ぜひそうした意向を受けとめて、早急にやっぱり検討を始めるべきだというふうに私は思うわけでありまして、前例を覆すのはなかなか困難なことで、お役所仕事が遅いと言われる典型ではないのかなというふうに私は思っております。

そうしたやり方は、何か時間稼ぎのように思えてならないわけでありまして、もしかすると、別の思惑があるのかなと、こういうふうに疑いたくなるわけでありまして、私の猜疑心からであればいいのですが、本心はどこにあるのか、ここで表明しろと言ったって、なかなかそれはできないかもわかりませんが、その本心をぜひお聞かせいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、教育委員会の委員は、住民の要望を教育行政に反映させるなんていうふうなことは、当たり前の中のことだというふうに私は思っているんですが、そうしたことについては全く何といいますが、触れませんでしたね。

それで、ちょっとお聞きしたいというふうに思っていますのは、平成7年ですから、10年ちょっと前になりますね。そこで、給食の必要性について差し迫った必要性はないというふうに結論づけて、実施はしなかったわけでありまして、それでは、差し迫った必要性というのは、どういうことを想定しているのか教えていただきたいというふうに思います。私は、差し迫った状況というのは、いわゆる住民の要望が、あのように多くなったことが差し迫った状況に当たるのではないかと、こういうふうに思いますので、ぜひ御見解を

いただきたいというふうに思います。

申し上げたいことはいっぱいあるんですが、ここで2問にしておきたいというふうに思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第4次振興計画の総括について、成果のみだけを申しあげたのではないかと、こういうふうなことがありましたけれども、やっぱりこの成果というものは、市長そしてまた議員の皆さん、そして市民の協力のもとになし得たことでございますから、やっぱりそれに敬意を表して、それを尊重するといいますが、それはやっぱり述べて、これまで来たことをる改めて述べるということも必要だろうと思っております、何も自慢話をしているわけじゃございません。市民の方々と一緒になってやってきたことでございますから申しあげておるわけございまして、また、これが次の第5次振興計画の中にも生かされてくると、こういうやり方が、あるいは一緒になってやってきたことというのが、また次の10年の寒河江市づくりにも生きてくるんだということをいわんがために言っているのございまして、誤解のないように受けとめていただきたいと、このように思っております。

それから、反省点がないというふうな話がございまして、大変な税財政が厳しくなっておるのじゃなからうかというふうなことでございますけれども、公債費も、元利償還金の大きな山が、先ほどの議員にお答え申しあげましたように、19年度ごろに来るんだらうと、このように思っております、それで、これまでの事業の中でそういう事態があるということも、率直に私は認めておるわけでございますけれども、ただ、ほかの県とか、あるいはほかの市町村と右並びにしてきたと、ただそれだけでこういうことをやったというものじゃあございませんでして、寒河江市ならではの、寒河江市のものをここまでつくってきたと、私は言えると思っております。

ですから、寒河江市のイメージアップ、あるいは寒河江市の活力というものがここまで来ているんだということございまして、いわゆるこれまで投下したところのものは、そうした生きた資産として、あるいは市民の中にそれが生きておると私は思っておるわけございまして、それをすべて、何か行財政の厳しい事態を招いたことのみをおっしゃるようございまして、私は、生かされたものがここにあるんだということございまして、それを今後はさらに生かして、寒河江市の活性化に結びつけていこうと思っておるわけございまして、これまで作り出したものが、税収入というふうなものにおいて大きくかわりを持ってきたんだというふうなことは、私は言えると思っておりますので、自主財源の涵養なり、あるいは進展というもの、あるいは市民の所得の向上というものにプラスになっているということにも着目されるべきだなと、このように思っております。

それから、第4次振興計画で、人口なり世帯数が掲げたとおりのものが達成できなかったのではないかと、いうふうな御質問もございました。人口なり世帯数が、そのとおりにはいっていないことは私も承知しておるわけでございます。ですけれども、少しずつ、少なくとも県内の今は13市ではございませんけれども、13市を眺めてみましても、人口それから世帯数が伸びておることは確かにございますから、全国的に人口が減少している中で、寒河江は伸びているということは、やっぱり、今言ったようなまちづくりの成果というものが出てきておるんだらうと、このように思っております。

国調人口も発表になると思いますが、それにおきましても、私は伸びている数字が出てくるのじゃなからうかなと、このように思っておるわけございまして、今、全国的に人口減、少子高齢化というのが大きなテーマになっておるわけでございますけれども、その中で何とか持ちこたえ、そしてまたそれが若干ずつ伸びておるというふうな指標があるということは、私は、寒河江の元気さ、豊かさというものの一つの指標だらうと、このように思っております。

それから、クア・パークの張りつけでございますけれども、現在、鋭意努力しておるところでございます、先ほどいろいろ事業者当たっているということをお申しあげたところでございます。途中のために申しあげられる段階にはございませんけれども、その時期になりましたならば、報告をさせていただきたいと、

このように思っておるところでございます。

それから、人事管理という問題でございますが、大変酷評をいただきました。お役所仕事、仕えることだとか、大過なくとか、失敗なしにと、遅くてと、そういうふうに俗に言われておりまして……。（発言する者あり）

新宮征一議長 答弁中は静粛にしてください。

佐藤誠六市長 ですけども、私は、寒河江市の職員は、本当に何といいますが、一般的に市民の目から見ましても、私の目から見ましても、創意工夫をして、そして積極的に前向きに取り組んでいるなど。そして、市民から言われた、あるいは要望があったようなことについては、すぐさま返事をする、あるいはそれをかなえてやる、あるいはできないときには、それなりの返事をちゃんとするというふうなことをやっているなと思っておるわけございまして、ですからこそ私と、市民のお力もかりて、ここまで一緒に職員はやってきたんだと。

ですから、先ほどのような大事業も計画期間内に、あるいは10年間なら10年間、20年間なら20年間の中で、こういう大きなスパンの中でありましても、寒河江のイメージというものを、一体となって大事業もなし遂げられたんだと、このように思っておるわけございまして、これはほかの市町村に絶対にまさるとも劣らないものだ。負けてはいない職員の資質だと、このように思っておりますし、その働きぶりには、私も感謝しておるところでございます。

ただ上司の言うことに重々と服従しておるというふうな御指摘もございましたけれども、全くそういうことじゃなくて、意見は出し合う、そして積極的にお互いに切磋琢磨してやっているという姿は見られるところございまして、それは市民も評価しておるものと、このように思っております。

また、やっぱり人事が絡んでいるから、上を向いているからというふうな職員が多いんじゃないかと、こういうふうな御指摘もございましたけれども、それは当たらないと思いますし、やっぱり仕事をした人間を、積極的に実績を上げた、功績のあった人間というものを評価するのは当然ではないでしょうか。これは当たり前なことであって、それを評価しないということになりますれば、これは悪平等というものでございまして、やっぱりそれでは……。（発言する者あり）

新宮征一議長 答弁中、静粛に願います。

佐藤誠六市長 職員の働く意欲というものがなくなると私は思っております。ですから、頑張った職員は、それなりの評価をしてやるというのは、市役所のみならず、人間社会におきましても、どこの社会でも、理の当然だろうと思っております。

それから、職員採用試験の住所要件の話でございますけれども、これにつきましては、これまでも、さきに策定しました要綱の中でも、18年から22年までの職員適正計画を載せておりますけれども、職員の採用計画として、行政職につきましては、平成20年度から数名ずつは採用してまいろうというふうに計画をとっておりますし、技能職については、採用予定はございません。

このような中で、市民の子弟に就業機会を確保するという点も考慮いたしまして、この行政職と技能職につきましては、寒河江市の住所要件を持っているというものを応募資格があると、こういうことをこれからもやっっていこうと、このように思っておるところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 今、第2問で幾つかございました。

先ほども申しあげましたように、中学生の給食につきましては、本市では弁当を主としながらミルク給食を実施してきていると。その趣旨、それからその教育的なねらいについては、先ほど第1問でお答えしたとおりでありまして、そういう認識のもとに、教育振興計画の一項目として今その検討の準備を進めているという段階でございます。そのことは先ほども申しあげました。

この状況について、私よりも、むしろ教育長の方から答弁させたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

新宮征一議長 芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

御質問に対しましては、教育委員長が誠意を持って答弁申し上げておりますので、本心がどこにあるのかといったような御質問があったわけですが、教育委員長が誠意を持って答弁したということでありませぬ。これ以外のことは、どこにもございませぬ。

あと、中学校給食につきましては、教育振興計画、これは本市の教育委員会にとっては初めてつくる計画であります。こういった初めてつくる、将来にわたってを見据えた寒河江市の教育のあるべき姿をつくっていかうと、こういった大きな仕事でございますので、慎重に進めさせてもらっていると。それには、国の動きもありますし、さらには、山形県では、第5次教育振興計画が今年度からスタートしました。さらには本市におきましては、第5次の振興計画を策定中でございます。そういう中での教育振興計画の策定の準備段階に入っているわけでありませぬので、少々時間がかかっていると、こういうことだろうと思ひます。

何も、先に教育委員会で結論づけたものを引っ張っているというものではございませぬ。これからの本市の教育のあるべき姿の中で、給食問題につきましても検討していかうと、こういう考え方でございませぬので、そのとおりに受けとめていただひきたいと思ひます。

あと、さまざまな質問があったわけですが、教育委員会としましては、教育を取り巻く環境が非常に大きく変化してございませぬ。この変化にどういった形でいい教育環境をつくっていかうかと、こういう姿勢で常に取り組んでおりますので、御理解を賜りたいと思ひます。以上でございます。



新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 皆さんの御要望におこたえして、少し短くやめようかなと思ったら、間もなく時間がなくなるような時間に入ってまいりました。

何点かありますので、3問にさせていただきたいというふうに思いますが、一つには、要するに、振興計画の中における指標というのは、どういうふうなものになるのですか、ここで改めて伺いたいというふうに思います。

私も、市長が先ほど言いましたような事柄については認識を同じくしております。しかし、だからいいというわけではないんですね。目標を設定して、そこに到達できなかったのは何なのかということ、きちっと踏まえる必要があるということだというふうに思います。

それからもう一つ、先ほど財政についての問題についても議論をさせていただきました。実は、石川議員の質問に対して、中期財政見通しの何か策定作業中だというふうなことがあったわけですが、これは、市長も御承知のように、私たちは、何回も何回もこのことを申し上げてきたんです。ところが市長は、こういうふうに言ってきたんですね、私たちに対して。「中期的な財政の見通しというのは非常に大変だ。国の動向もあるし、3年間のローリングの中で見直しを進めたい」と、こういうふうなことを随時言ってきた。事ここに来て、どういう心境の変化かわかりませんが、石川議員に対しては、そういうふうにお答えになった。これは、これまでの財政運営の反省によるものかなというふうに私は思っておりますけれども、私たちの意見を当時から受けて、そうした財政見通しを立てておけば、もしかしたら、こういう結果になっていなかったかもしれないということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、職員採用試験の住所要件の関係ですが、これは前にもお尋ねをしております。それで、そのときは、市長は、私の勘違いでなければ、検討したいと、こういうふうな、多分ことだったろうというふうに思いますが、きょうは、ちょっと興奮したからかどうかわかりませんが、若干後退した答弁がありましたね。今後ともこのようにしたいと、こういうふうなことでありました。私の間違いだったらおわびしますが、多分私の聞き違いではないというふうに思いますが、そういうふうに市長は申されたというふうに思います。もう一回、会議録をひもといてごらんになっていただきたいというふうに思いますが、後退することのないように、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会にも一言申し上げたいというふうに思いますが、何といいますが、本心を伺いたいと、それが本心だというふうなことでありますから、それはそれでいいんですが、本当に住民の思っていること、これがやっぱり施策の焦点といいますが、当てるべきところではないのかなと私は思っているわけでありまして、きのう、慈恩寺資料館の話もありました。具体的になったら検討したいと、こういうふうなことでありましたが、何も大げさにと言ったら失礼ですが、教育振興全体の計画をつくる中でなんてしなくても、そうした要望の強いものについては検討を始めたって、何ら差し支えないというふうに私は思うんですね、見解の相違はあるわけでありまして。

そしてここに来て、弁当の重要性というの、いわんとしていることはある程度私も理解できます。したがって、そういう意味では、弁当の日を設けるなどによって教育委員会が主張なさっていることは、ある程度達成できるんじゃないですかということをおっしゃっているのではありません。

全国的に見ますと、給食のやり方というのはいろいろあるんですね。ですから、選択メニューなんかもありますし、弁当を併用しているところもありますし、曜日によっては弁当持参のところもあります。だっ

て、子供たちは、将来の食生活を身につけるために、毎日子供たちが弁当をつくっているなんていう家庭は余りないでしょう。ですから、ぜひそういうことを住民の方を向いて、期待にこたえられるような教育行政にしていきたいということをお願いして終わります。

新宮征一議長 いいですか。（「終わりました」の声あり）

## 佐藤 毅 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号12番、13番について、2番佐藤 毅議員。

〔2番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 私は、緑政会の一員として、今回の質問は地域住民から寄せられた御意見や要望を踏まえ、質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、最後の質問であります。

市長は、これまで7名の質問者に対し、誠意ある答弁をして、大変お疲れのこととされます。答弁は、要点のみ、簡素にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告している最上川寒河江緑地について質問いたします。

佐藤市長が誕生し、はや20年を経過しました。佐藤市長は、常に寒河江市の発展を見据えながら、市民の要望などをとらえ、これまで多くの事業に取り組み、完成させてきました。そして、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに力を注ぎ、実行してきたことは周知のとおりであります。ここで、改めて敬意を表します。

本年度は、第4次振興計画の最終年度となりました。第4次振興計画の中でも、特に寒河江市の顔となる駅前中心市街地整備事業が、本年めでたく完成したことは、まことに素晴らしいものと思っております。この駅前中心市街地整備事業につきましては、これまでの首長が挑戦しましたが、中途挫折した経緯があります。改めて市民とともに完成を喜びたいものと考えているところであります。

さて、駅前中心市街地整備事業が完成したことにより、南北一体のまちづくりも整備されました。このことにより、私の住んでいる南部地区から中心市街地までの時間が短縮され、市役所まで、わずか10分以内で到着するようになりました。裏を返せば、市街地からも南部地区、また最上川寒河江緑地までも時間が短縮され、簡単に来ることができるようになったこととなります。

そこで、通告している最上川寒河江緑地の整備促進についてお伺いします。

平成17年度の実施計画によりますと、完了年度が平成21年度となっておりますが、南部地区民や多くの市民が、できるだけ早い完成を望んでいることも事実であります。今、国土交通省は、本年度からこの最上川寒河江緑地を含む最上川沿線に、フットパス事業に取り組みました。これは、最上川ふるさと総合公園と最上川寒河江緑地を結ぶ散策道路の整備、また、市街地までの誘導する道路や、さらに最上川を親しみやすい河川とする位置づけで事業展開を図っているものと思われま。

先月、11月23日、南部地区にあるボランティアグループのフラワーランド推進協議会と南部小学校の児童や南部地区の幼児、保護者など、大勢が参加して、最上川寒河江緑地に桜の苗木を植栽いたしました。当日は快晴で、月山、朝日、葉山、蔵王の冠雪した山々が青空にくっきりと浮かび、素晴らしい景観のもと行われました。植栽した桜は、数年で開花します。また、寒河江市に新たな桜の名所ができるものと考えております。桜を植えた参加者たちも、早期完成を望んでおりました。

以上のように、周囲の環境が整いつつありますが、本体の最上川寒河江緑地が遅々として進まないように思われます。そこで、南部地区民、また多くの市民が待ち望んでいる最上川寒河江緑地の完成はいつごろになるのかお伺いします。

次に、通告13番市民浴場の管理運営について質問いたします。

質問は、毎日のように市民浴場を使用している人たちの要望、意見等をもとに質問いたしますので、よろしくをお願いします。

市民浴場は、昭和58年1月1日にオープンしたことは周知のとおりであります。間もなく23年目を迎えようとしております。市民浴場は、市民の保養、休養、健康増進を図り、また市民の憩いの場、交流の場、親しみある公衆浴場となっております。このことから、多くの市民が入浴しており、本年10月30日、オープン以来入浴者が800万人になったと報道されました。このことは、入浴料100円と安かったことと、泉質がよい、また市街地から近距離、道路条件もよい結果と思われております。大繁盛しておりました市民浴場が、本年6月から入浴料が100円から200円に、休憩室使用料が300円から200円に改定されました。

そこで質問いたします。

一つ、改定後における入浴者、休憩室使用者の増減はどうなっているのか。

二つ、市内・市外の使用者状況はどうなっているのか。

三つ、本年度の収支の見通しについてどうなるのか。

四つ、行財政改革計画の中で、平成19年度から指定管理者制度の導入を考えておられますが、市民浴場を使用する者が、現在とどう変わるのか、また指定管理者制度を導入することによって、寒河江市に何がプラスになるようになるのかお伺いします。

五つ、料金値上げによって、アンケートをとっているようではありますが、今後におけるサービスの有無などを考えておれば、そのこともお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、最上川寒河江緑地のことについてでございます。

御案内のように、南部地区のみならず、全市的観点から、最上川の水資源を利用したスポーツレクリエーション活動の振興、最上川の豊かな自然を生かした水辺空間との触れ合いの場として、皿沼地内の河川敷に競技用のカヌー大会にも対応可能な多目的水面広場、あとはスポーツレクリエーションとしてのグラウンド広場と芝生広場を整備いたしておるところでございます。

整備に当たりましては、水辺空間の環境美化、地域住民とのかかわり、また、有効な利活用など、国の河川行政方針との整合性を図りながら、市民が憩える緑地として国土交通省の全面的な支援をいただき、整備しているものであります。工事につきましては、平成14年度から着手し、多目的水面広場の掘削工事と堤防への腹付け盛り土を行い、平成15年度に多目的水面広場の吐口工、16年度から遮水及び護岸工事を行っており、今年度で約 200メートルが完了しているところであります。

御質問の中にもありましたが、現在、国土交通省では、国、市、地域住民がそれぞれ役割を分担し、美しい景観を有する最上川の魅力を生かし、沿川の観光資源などの魅力的な場所をフットパスで結び、地域活性化を図るフットパス事業を南部地区で展開しております。フットパスとは、歩く人のための小道、歩くことを楽しむための道のことをいいます。このフットパス事業は、本市のみならず、長井市から酒田市までの最上川流域で展開されます。

本市での事業内容は、国土交通省が、最上川の川べりに、これまで河畔の小径というのがありますが、その河畔の小径を再整備しながら、さらに最上川ふるさと総合公園まで延長し、つながるように整備していただくことになっているところであります。市や地域の役割としては、地域の名所旧跡や景観、眺望のよい箇所を再発見し、河畔の小径をも含む地域の散策コースや、案内板などを検討することとなっており、南部地区の住民によるワーキンググループが、現在活発に活動しているところであります。

最上川ふるさと総合公園のセンターハウスの方から歴史の丘、コミュニティー広場の園路を通り、河畔の小径、最上川寒河江緑地までの散策コースとなれば、アップダウンもあり、また、緩やかなところもあり、月山、葉山、朝日、蔵王連峰の山並みのパノラマ景観や、母なる川、最上川の雄大な流れを目の当たりにでき、緑の自然を満喫できるコースになります。加えて、南部地区の貴重な文化遺産をめぐるさまざまなコースを設定することで、心をリフレッシュできる一大フットパスのコースになるとともに、地域の再発見、活性化に資するものと考えております。

また、緑地整備の一環として予定していた桜の植樹についても、日本宝くじ協会から苗木をいただき、先ほど話がございましたように、先般、地元のフラワーランド協議会の皆さんと南部小学校の児童の皆さんにより、緑地の堤防沿いに約40本を植栽していただいたところであります。

このようなことから、最上川寒河江緑地の整備は、隣接するクア・パークや最上川ふるさと総合公園との相乗効果とともにフットパス事業の展開により、さらなる地域活性化、経済効果が期待されるものであります。

最上川寒河江緑地の完成はいつかという御質問でございますが、今後の計画といたしましては、平成18年度から平成20年度まで遮水及び護岸工事を継続し、さらに平成20年度には電気、取水設備を実施し、平成21

年度にポンプ取水設備、芝生広場、グラウンド、園路整備などを行い、完成させてまいりたいと考えております。

市といたしましても、財政状況は厳しいところではありますが、計画内完成を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民浴場の管理運営についてのお尋ねがございました。

市民浴場では、常時、利用者からの御意見をお聞きしておりますが、これらの意見や要望にこたえるため、トイレの洋式化などの改装を行うとともに、石けんやシャンプーなどを備えつけるなど、提供サービスの充実を図ったほか、回数券についても、11回券から13回券にして、利用者のメリットを高め、これまで以上に安らぎや憩いを実感できるようにいたしました。これに伴い、本年6月から、入浴料や休憩室の利用料を改定したところであります。

そこで、料金改定前後の入浴者数の状況についてでございますが、平成16年6月から11月までの平均入浴者数は、1日当たり970人でしたが、料金改定後は、1日当たり780人となっており、これは前年と比較して80.4%となっております。料金改定によって、一時的に他の公衆浴場へ流れた方もいるとは考えられますが、現在では、以前の利用者数近くに回復傾向にあるようです。これは、寒河江の場合は、200円に引き上げても、他の周辺の公衆浴場より50円ないし100円程度安い料金であり、また、泉質もよい上に、居住地に近く、サービス内容も向上したため、以前の利用者数に戻ってきているものと考えているところであります。

それから、休憩室でございますが、料金改定前、平成16年6月から11月までの平均利用者数は、1カ月平均で576人でしたが、本年6月からの前年同期では、1,043人と増加しております。特に、子供の利用者は、以前は一月に1人の利用がある程度でございましたが、料金改定後は24人に増加しており、多くの方々に憩いの場、くつろぎの場として利用されるようになっております。

それから、市内・市外の利用者の状況についてでございますが、料金改定前の調査では、市内の利用者が69.9%、市外からの利用者は29.6%、県外の方の利用者は0.5%となっております。料金改定後では、市内の利用者が68.8%、市外の利用者が28.3%、県外の方の利用者は2.9%となっております。県外の利用者が大きくなったのは、調査時期が、さくらんぼや花咲かフェアの期間中であつたため、観光客が市民浴場を利用したものと考えられ、これを除きますと、利用者の比率に変化はないようであります。

このように、利用者の大半が市内の利用者であることは、寒河江市民浴場の特徴となっており、また、料金改定後も、市外からの利用者に大きな減少が見られないことは、すぐれた泉質など、寒河江市民浴場の魅力によるものと思われま。

それから、収支の見通しについて質問がありました。

市民浴場は、毎年、夏から冬にかけて、ほかの月に比べ利用者が1割程度増加する傾向にございます。これを勘案しますと、平成17年度の収入額は4,800万円程度になるものと予想しております。支出予算額が約3,870万円でございますので、差し引き額は980万円程度となるものと予測されます。なお、料金改定後の6月から11月までの収入額は、平成16年度の同期比較では、143%となっております。

次に、指定管理者制度の導入により、市民浴場を利用するものにとって、現在と何か変わることがあるのではないかという質問でございますけれども、市民浴場の指定管理者に選定された団体から、さまざまな提案をしていただきたいと考えております。その提案の中で、新しいサービスが提供されるものと考えており、それらの新しいサービスの実施により、利用者の利便性が向上し、より親しめる市民浴場として、利用

者の増加にもつなげるものと考えております。

市民浴場の管理に当たりましては、これまでも多くの業務を個別に委託しておりますが、指定管理者制度を導入することにより、すべての業務を一括して委託することになりますので、事務的な業務面での負担が軽減されることとなります。また、指定管理者の努力により、入場者数が増加し、収入がふえることになれば、結果として管理経費の縮減が図られることとなります。

今後におけるさらなる市民サービスの向上についてですが、寒河江市行財政改革大綱において、平成19年度から指定管理者制度を導入することとしているため、市が直接行う新たなサービスの提供はなくなりますが、指定管理者の柔軟な提案によるサービスの向上が図られるよう努力してまいりたいと考えております。以上です。

新宮征一議長 佐藤 毅議員。

佐藤 毅議員 御丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。

最上川寒河江緑地の完成年度が計画どおり達成するように答弁いただきまして、南部地区民、特に高齢者は、生きているうちに日の目を見ないのではないかと心配しておりました。そんなことで、一安堵したところであります。

また、平成21年は、佐藤市長が6期目の最後の年になります。市長とともに、この完成を見たいものだと、こんなふうを考えている一人でもありますので、ひとつぜひこの点を踏まえて、うまい方法を今以上に、国、地方財政とも行財政改革で厳しいときでありますけれども、よろしく願い申し上げます。

次に、市民浴場の値上げの結果について、思ったより減少しないと。一安堵したところであります。970人が780人と、1日平均、過去で一番少ないときで、昭和59年の1日当たり800人でありましたので、さほど少なくないと、そんなふうにも思っております。その当時の年間入浴者が28万2,000人ほどあったということでもありますので、その後、9月以降またふえてきている。

私も、本当のことを申し上げますと、毎日、市民浴場に行っているもんですから、大分戻ってきたなということでも理解しておりましたけれども、値上げしたことによって、寒河江市にマイナスになったんではまずいと。それから、入浴者が減って、健康管理ができなくなるようでもまずいなと思ひまして、お聞きしたところでもあります。

それから、市内・市外の状況についても変化がないということでもあります。これは、後ほど申し述べます。

それから、本年度の収支についても980万円といいますが、これまでの単年度では大分多い方ではないかと喜んでおるところであります。値上げして、他の浴場から比べますと、さほど高いというか、一番安い方の200円であります。

300円のところもありますし、500円のところもありますので、200円にしたら、本当に閑古鳥が鳴くのではないかなと心配したんですけれども、そういう心配もなく、大変喜んでおります。ひとつサービスには、今後とも継続していただきたいと思ひます。

次に、毎日市民浴場を利用している人たちの生の声、小さいことがたくさんありますけれども、これからの管理運営上の参考にしていただきたいと思ひて申し上げます。答弁、もしできなかつたら、そのままで結構でありますので、以下申し上げます。

一つには、源泉をそのまま流して、循環ぶろにしないでほしいという声もあります。

それから、二つ目は、泡ぶろの復活を望んでいる人も多くあります。

それから、三つ目は、洗い場それからシャワーの温度調整が非常に難しいと。適温で洗髪してお湯をかけておりますけれども、途中で冷水に変わると。そうすると、一たん頭から外して、温度調整をするようにバルブを調整しないとだめだと。そういうことで、シャワーの温度調整なども、うまくなるように、ひとつよろしく御配慮お願いしたいと。

それから、市制施行50周年記念事業で、せっかく制定した市民歌、市民浴場に放送設備があります。何か記念式典とかあるときでないと市民歌は聞けないと。そういうことではなく、市民浴場に常にとは言いませんけれども、朝、昼、晩、もしくは1時間置きぐらいに流すというか、放送する、そして市民歌を普及PRする必要もあるのではないかと、こんなふうにも思われます。



それからもう一つは、入浴料金の差別化。先ほどお聞きしました市内と市外のパーセンテージがほとんど変わらないと。寒河江市では、多くの税金を投入していると。市外の方は、その寒河江市の税金の恩恵を受けると。ですから差をつけるべきでないかと、そういう意見もありますので、その辺を今後の管理運営の参考にしていただければ幸いと想着て、2問を終わります。

新宮征一議長 生活環境課長。

有川洋一生活環境課長 お答えいたします。

初めに、お湯を循環しないで源泉のかけ流しにできないかということでございますけれども、寒河江市民浴場は、源泉をそのまま利用した公衆浴場というふうなことでこれまでやってきております。今の循環は全然やっていないわけではございませんけれども、これは、いわゆる家庭での24時間ぶろというようなものと違まして、源泉を浴槽の中に入れるわけなんですけれども、その中でも、底の方に湯あかとかごみ、髪の毛等がたまりますので、それを除くための一つの方策として、浴槽の中からお湯を引きまして、それをある程度循環しているというふうなことで、それから、その浴槽のお湯は、源泉から引いてきておりますので、ある程度温度が下がってまいりますので、それで温度調節をしているという二つの役割のためにやっているものでございます。基本的には、循環ぶろではないというふうな認識で考えております。

それから、泡ぶろを設けられないかというふうなことでしたけれども、従前にバイブラぶろということで泡ぶろを実施してございましたけれども、これは、気泡による血行促進、マッサージ効果ということでやっておりましたが、その後、レジオネラ症の危険性があるというふうなことで全国的に問題になりまして、寒河江市民浴場でも、村山保健所からの指導などもありまして、また、公衆浴場法の施行条例に、県のレジオネラ症防止対策が追加されたということで、市民浴場では、16年12月にこの装置の運転を停止したものでございます。

それで、その後またさらに村山保健所の方からいろいろな指導がございまして、その結果、現在では、気泡発生装置を撤去しているというふうなことでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、BGMに寒河江市民歌を流せないかということでございますが、今、市民浴場では、いやし系のBGMということで、比較的静かないやし系の音楽を流しております。市民歌につきましては、市民の利用が多い施設ということで、これを普及し周知を図るためにも、やっぱり市民歌を覚えていただくというふうなことで流すことは可能でございますので、開館・閉館の際とか、いろんな機会を見まして、一定の時間、市民歌を流すようなことを検討していきたいというふうに思っております。

それから、シャワーのことがありましたけれども、シャワーは、男女の浴室にそれぞれ14基ほど設置しておりますので、このシャワーは、現在、それぞれの蛇口で利用者自身がその温度調節をするというふうなことになっておりますけれども、そういうふうな機械になっているんですけれども、非常に一気に多くの方がお湯を出すというふうなことになりますと、ある程度の温度の変化があるというふうなことで、水になるというふうなことがありましたけれども、なかなか今の機器の性能では、それを完全になくすということが不可能な状況になっております。それで、圧力の関係でございますので、これを解決するには、かなりの大がかりな工事をしなければならないということと、今流しているお湯と水の流し方のシステムを全面的に変換しなければならないということで、現状では、これを直すということは、できないのではないかなというふうなことで、現在のところの状況で御理解をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、市民の優遇措置のことでございます。今、市民浴場は、7割が寒河江市民の方から利用していただいておりますけれども、市外の方につきましても、相当数の方から利用していただいております。これらの方々についても、市民でないというふうなことで差別化をするというふうなことは、考えていないところでございます。また、技術的にも市民であるか市民でないかというふうなことを把握するのは大変だというふうなことで、それには身分証明書のようなものを発行しないとちょっと無理だというふうなことで

すけれども、そうなりますと、かえって市民の方々に、また市外の方々に不快な感じを与えてしまいかねないということもございまして、今のところはそういうふうなことは考えていないというふうなところでございます。

それから、いろんな設備については、それぞれの要望を踏まえながら、今後ともサービスの向上に向けて改善更新をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

平成17年12月第4回定例会

散 会 午後3時04分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。